

令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

(電気設備)

図 面 リ ス ト		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺 A1
E-01	電気設備 特記仕様書	—
E-02	配置図	1/500
E-03	照明器具姿図(1)	—
E-04	照明器具姿図(2)	—
E-05	電灯設備 地下1階配線図	1/100
E-06	電灯設備 1階配線図(左側)	1/100
E-07	電灯設備 1階配線図(右側)	1/100
E-08	電灯設備 2階配線図	1/100
E-09	一般動力設備 1階配線図(左側)	1/100
E-10	一般動力設備 1階配線図(右側)	1/100
E-11	一般動力設備 2階配線図	1/100
E-12	動力設備 地下1階配線図	1/100
E-13	動力設備 1階配線図(左側)	1/100
E-14	動力設備 1階配線図(右側)	1/100
E-15	動力設備 2階配線図	1/100
E-16	電力幹線 地下1階配線図	1/100
E-17	電力幹線 1階配線図(左側)	1/100
E-18	電力幹線 1階配線図(右側)	1/100
E-19	電力幹線 2階配線図	1/100
E-20	受変電設備単線結線図	—
E-21	電気室・発電機室配線図(1)	1/50
E-22	電気室・発電機室配線図(2)	1/50
E-23	通信設備 1階配線図(左側)	1/100
E-24	通信設備 1階配線図(右側)	1/100
E-25	通信設備 2階配線図	1/100
E-26	通信設備 地下1・R階配線図	1/100
E-27	火災報知設備 1階配線図(左側)	1/100
E-28	火災報知設備 1階配線図(右側)	1/100
E-29	火災報知設備 2階配線図	1/100

令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事 設計図

仕様書

二、工事概要

1. 工事場所 中野市大字豊津3913番地ほか

2 建物概要

[illegible]

3. 工事種目 (○印のついたものを適用する)

[illegible]

4. 指定部分 ・無 ・有 ()

工事仕様

- ① 共通仕様
- ⅰ 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成28年版）（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（平成28年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準団（電気設備工事編）」（平成28年版）（以下、「準団」という。）に準ずる。
- ⅱ 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

- 2) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
グリーン購入法	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目「公共工事」の品目 ・照明制御システム ・変圧器
資材	(1) 本工事に使用する資材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 下表に資材名が記載された製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

項 目	特 記 事 項																																								
設備建材指定表	下記同等品以上とし、従員の承認を得たものとする。 尚茨印の欄はメーカー責任注とする。 <table border="1"> <tr><td>電線</td><td>JIS表示品及び電気マーク入り</td></tr> <tr><td>ケーブル</td><td>特</td></tr> <tr><td>電線管</td><td>特</td></tr> <tr><td>同上付属品</td><td>特</td></tr> <tr><td>配線器具</td><td>パナソニック 神保 際福 東芝ライテック</td></tr> <tr><td>照明器具</td><td>パナソニック 大光 東芝ライテック 岩崎電気 山田照明</td></tr> <tr><td>高圧キュービクル</td><td>河村電器産業 内外電機 中川電機 日東工業 三菱電機</td></tr> <tr><td>低圧分電盤端子盤</td><td>河村電器産業 内外電機 パナソニック 中川電機 日東工業</td></tr> <tr><td>制御盤</td><td>河村電器産業 内外電機 パナソニック 中川電機 日東工業</td></tr> <tr><td>プルボックス類</td><td>内外電機 パナソニック 八洲電工</td></tr> <tr><td>ガス漏れ警報器</td><td>矢崎 パナソニック 金門</td></tr> <tr><td>圧縮支持材料</td><td>ネグロス電気 未来工業</td></tr> <tr><td>電気時計</td><td>パナソニック セイコー シチズンTIC</td></tr> <tr><td>給送機器</td><td>TOA パナソニック 東芝ライティック JVCケンウッド</td></tr> <tr><td>五層インターホン</td><td>アイホン パナソニック 東芝ライティック</td></tr> <tr><td>内線インターホン</td><td>アイホン TOA</td></tr> <tr><td>テレビ兼機</td><td>日本アソナチ マスプロ電気 ホーネキ 東芝ライティック</td></tr> <tr><td>火報報知装置</td><td>ニッタン 能美 ホーネキ パナソニック</td></tr> <tr><td>防犯装置</td><td>パナソニック セコム ALSOK 竹中エンジニアリング</td></tr> <tr><td>入退室管理装置</td><td>パナソニック 美和ロック フォート 竹中エンジニアリング</td></tr> </table>	電線	JIS表示品及び電気マーク入り	ケーブル	特	電線管	特	同上付属品	特	配線器具	パナソニック 神保 際福 東芝ライテック	照明器具	パナソニック 大光 東芝ライテック 岩崎電気 山田照明	高圧キュービクル	河村電器産業 内外電機 中川電機 日東工業 三菱電機	低圧分電盤端子盤	河村電器産業 内外電機 パナソニック 中川電機 日東工業	制御盤	河村電器産業 内外電機 パナソニック 中川電機 日東工業	プルボックス類	内外電機 パナソニック 八洲電工	ガス漏れ警報器	矢崎 パナソニック 金門	圧縮支持材料	ネグロス電気 未来工業	電気時計	パナソニック セイコー シチズンTIC	給送機器	TOA パナソニック 東芝ライティック JVCケンウッド	五層インターホン	アイホン パナソニック 東芝ライティック	内線インターホン	アイホン TOA	テレビ兼機	日本アソナチ マスプロ電気 ホーネキ 東芝ライティック	火報報知装置	ニッタン 能美 ホーネキ パナソニック	防犯装置	パナソニック セコム ALSOK 竹中エンジニアリング	入退室管理装置	パナソニック 美和ロック フォート 竹中エンジニアリング
電線	JIS表示品及び電気マーク入り																																								
ケーブル	特																																								
電線管	特																																								
同上付属品	特																																								
配線器具	パナソニック 神保 際福 東芝ライテック																																								
照明器具	パナソニック 大光 東芝ライテック 岩崎電気 山田照明																																								
高圧キュービクル	河村電器産業 内外電機 中川電機 日東工業 三菱電機																																								
低圧分電盤端子盤	河村電器産業 内外電機 パナソニック 中川電機 日東工業																																								
制御盤	河村電器産業 内外電機 パナソニック 中川電機 日東工業																																								
プルボックス類	内外電機 パナソニック 八洲電工																																								
ガス漏れ警報器	矢崎 パナソニック 金門																																								
圧縮支持材料	ネグロス電気 未来工業																																								
電気時計	パナソニック セイコー シチズンTIC																																								
給送機器	TOA パナソニック 東芝ライティック JVCケンウッド																																								
五層インターホン	アイホン パナソニック 東芝ライティック																																								
内線インターホン	アイホン TOA																																								
テレビ兼機	日本アソナチ マスプロ電気 ホーネキ 東芝ライティック																																								
火報報知装置	ニッタン 能美 ホーネキ パナソニック																																								
防犯装置	パナソニック セコム ALSOK 竹中エンジニアリング																																								
入退室管理装置	パナソニック 美和ロック フォート 竹中エンジニアリング																																								
化学物質を放散させる増材等	本工事の建物内部に使用する増材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（５）を満たすものとする。 （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂版、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （２）保温材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （３）接着剤はフタル酸ジエーノール樹脂及びフタル酸ジエーノールエーテルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （５）上記（１）、（３）及び（４）の増材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該当する増材等</th></tr> <tr> <td>規 制 対 象 外</td><td> ①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 - a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 - b 接着剤等不使用 - c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 - d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 - e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 - f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 </td></tr> <tr> <td>第 三 種</td><td> ①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEα品 ④旧JASのFα品 </td></tr> </table>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する増材等	規 制 対 象 外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 - a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 - b 接着剤等不使用 - c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 - d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 - e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 - f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第 三 種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEα品 ④旧JASのFα品																																		
ホルムアルデヒドの放散量	該当する増材等																																								
規 制 対 象 外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 - a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 - b 接着剤等不使用 - c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 - d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 - e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 - f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																								
第 三 種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのEα品 ④旧JASのFα品																																								
電源周波数	・50Hz ・60Hz																																								
電気工物件の種類	○事業用電気工物件 ・一般用電気工物件																																								
電気保安技術者	・置く ・置かない																																								
電気工事士	契約電力500kW以上の電気工物件においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。																																								
工事用電力 水・その他 ※ 特記仕様書に準拠	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。																																								
監督員事務所 ※ 特記仕様書に準拠	・設けない ・設ける																																								
工事用仮設物 ※ 特記仕様書に準拠	すべて請負者の負担とする。 構内につくることが ・できる ・できない																																								
足場その他 ※ 特記仕様書に準拠	・別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ・本工事で設置とする。 ・改修工事の場合は、改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか下記による。 ・内部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種） ・外部仮設足場等（ ・ 種 ・ 種）																																								
工事写真 完成図等 ※ 特記仕様書に準拠	党構工事電子納品要領（案）（平成14年11月改訂版）によるほか、監督職員の指示による。 完成図の詳細は現場説明書による。																																								

項目	特 記 事 項																																																												
① 発生材の処理	1) 引渡しを要するもの ・有く・金属類 無し)) 2) 引渡しを要するもの以外 ○横外搬出とし、搬出及びその処理費は本工事とする。 3) 特別管理産業廃棄物 (PCB使用機器:変圧器、高圧コンデンサ含有調査を行う) PCB含有の場合は監督員と協議する。 4) 再利用又は再資源化を図るもの ○有く・蛍光ランプ類) ・現場説明書による。																																																												
② 残土処理	・埋戻し後の建設残土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○埋戻し後の建設残土は、横外搬出とし、搬出及び処理費は(・別添 ○本工事)とする。																																																												
③ 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。 1) 設計用水平地震力 機器の重量(kgf)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">○一般の施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td><td>水 槽 類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地下・1階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td rowspan="2">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>地下・1階</td><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> </tbody> </table> 【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 ・配電室・発電装置 直流電源装置 交流無停電電源装置 ・交換機 自動火災報知受信機 中央監視装置 トランス 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4層とする。 2) 設計用垂直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。	設置場所	機器種別	特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	地下・1階	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		○一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																								
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																								
中間階	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																								
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																								
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																								
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																								
地下・1階	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																								
④ 電線本数・管径など	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、制御室等の床配線は図面下P管で記載している場合であっても、立上り部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地棒を設ける。																																																												
⑤ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ 1.2mm 以上の接地鉄線を挿入する。																																																												
⑥ 金属製電線管の 塗装仕上げ	露出配管は下記とする。 ・屋外(屋外G管は溶融亜鉛メッキ仕上げとする) ・屋内(機械室を除く)																																																												
⑦ 非常用の照明装置の 照度測定箇所数	測定数 全箇所																																																												
⑧ スイッチ・コンセント	図面に特記なき場合、コンセント 2P15A(接地極付)は、プラグ不要とする。 点滅が3点滅以上のスイッチはネーム付とする。																																																												
⑨ プレート の材質	・フラッシュプレート(共用部) 金属製 ・樹脂製ワイド型(住戸内)																																																												
⑩ インバータ装置の 規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力(kW)</th><th>0.4</th><th>0.75</th><th>1.5</th><th>2.2</th><th>3.7</th><th>5.5</th><th>7.5</th><th>11</th><th>15</th><th>18.5</th><th>22</th><th>30</th><th>37</th><th>45</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバータ効率(%)</td><td>85.0</td><td>87.0</td><td>88.5</td><td>89.0</td><td>90.0</td><td>90.5</td><td>91.0</td><td>91.5</td><td>92.0</td><td>92.5</td><td>93.0</td><td>93.5</td><td>94.0</td><td>94.5</td></tr> </tbody> </table> (備考) (1) 電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。 (2) インバータ効率は、100%負荷時の値とする。	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.0	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5																														
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45																																															
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.0	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5																																															
⑪ 接地極	接地極の材料は下記による。なお、接地棒Eφ(14φ)の長さは1500mm 以上とし、10φはW=30、L=900、14φは、W=40、L=1200としても差し支えない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th><th>記 号</th><th>接地抵抗値</th><th>注 意 項 (参考)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 共同 接地</td><td>E_{A・D}</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～4組</td></tr> <tr> <td>・ 共同 接地</td><td>E_{A・C・D}</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～2組</td></tr> <tr> <td>・ A 種 接地</td><td>E_A</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～4組</td></tr> <tr> <td>・ B 種 接地</td><td>E_B</td><td>85Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～4組</td></tr> <tr> <td>・ C 種 接地</td><td>E_C</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～2組</td></tr> <tr> <td>・ D 種 接地</td><td>E_D</td><td>100Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～1組</td></tr> <tr> <td>・ 高圧避雷器</td><td>E_{LH}</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～2組</td></tr> <tr> <td>・ 交直流装置用</td><td>E_(P&X)</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～2組</td></tr> <tr> <td>・ 通信用(10Ω)</td><td>E_{At}</td><td>10Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～2組</td></tr> <tr> <td>・ 通信用(100Ω)</td><td>E_{Dt}</td><td>100Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×3連～1組</td></tr> <tr> <td>・ 電話引込口 の保安器</td><td>E_{Lt}</td><td>100Ω以下</td><td>Eφ(14φ)×1 (L=1000mm)</td></tr> <tr> <td>・ 測 定 用</td><td>E_レ</td><td></td><td>Eφ(14φ)×1 (L=1000mm)</td></tr> </tbody> </table> (備考) 接地工事に際しては、建設予定地の接地抵抗を事前に複数箇所測定し、上記工法にて所定の接地抵抗値を確保しと判断される場合には、施主、監督員と接地棒数の増設、メッシュアースまたはボーリングアース等の施工方法を用いて所定の接地抵抗値を得る手法を提案するものとし、工事費用については別途協議をえるものとする。	接地の種類	記 号	接地抵抗値	注 意 項 (参考)	・ 共同 接地	E _{A・D}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～4組	・ 共同 接地	E _{A・C・D}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組	・ A 種 接地	E _A	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～4組	・ B 種 接地	E _B	85Ω以下	Eφ(14φ)×3連～4組	・ C 種 接地	E _C	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組	・ D 種 接地	E _D	100Ω以下	Eφ(14φ)×3連～1組	・ 高圧避雷器	E _{LH}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組	・ 交直流装置用	E _(P&X)	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組	・ 通信用(10Ω)	E _{At}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組	・ 通信用(100Ω)	E _{Dt}	100Ω以下	Eφ(14φ)×3連～1組	・ 電話引込口 の保安器	E _{Lt}	100Ω以下	Eφ(14φ)×1 (L=1000mm)	・ 測 定 用	E _レ		Eφ(14φ)×1 (L=1000mm)								
接地の種類	記 号	接地抵抗値	注 意 項 (参考)																																																										
・ 共同 接地	E _{A・D}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～4組																																																										
・ 共同 接地	E _{A・C・D}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組																																																										
・ A 種 接地	E _A	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～4組																																																										
・ B 種 接地	E _B	85Ω以下	Eφ(14φ)×3連～4組																																																										
・ C 種 接地	E _C	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組																																																										
・ D 種 接地	E _D	100Ω以下	Eφ(14φ)×3連～1組																																																										
・ 高圧避雷器	E _{LH}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組																																																										
・ 交直流装置用	E _(P&X)	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組																																																										
・ 通信用(10Ω)	E _{At}	10Ω以下	Eφ(14φ)×3連～2組																																																										
・ 通信用(100Ω)	E _{Dt}	100Ω以下	Eφ(14φ)×3連～1組																																																										
・ 電話引込口 の保安器	E _{Lt}	100Ω以下	Eφ(14φ)×1 (L=1000mm)																																																										
・ 測 定 用	E _レ		Eφ(14φ)×1 (L=1000mm)																																																										

24 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名 称	測 点	取付高 [mm]
ブラケット（一般）	床下～中心	2,100
〃（落場）	〃	2,500
〃（積上）	積上端～中心	150
避難口誘導灯	床下～下端	1,500以上
廊下連絡誘導灯	床下～上端	1,000以下
スイッチ（一般）	床下～中心	1,300（居室は協議による）
〃（多機能トイレ）	〃	1,100
エレベ、電話用エレベ、直列エレ（一般）	〃	300（廊下部分450）
〃（和室）	〃	150
〃（台所）	台所～中心	150
コンセント（幼児立入面所）	床下～中心	管理者に確認のこと
コンセント（車椅子用）	床下～中心	900
引込開閉器箱（低圧）	床下～中心	1,500
分電盤、OA盤、制御盤、実験盤	床下～中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床下～中心	500
雷保護用接地端子箱	〃	800
接地極埋設機	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
端子盤（EPS・電気室）	床下～中心	1,500
観時計	〃	1,500
予時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,300
外部受付用インターホン子機	〃	標準図による
叫出ボタン（多機能トイレ）	〃	900
復機ボタン（多機能トイレ）	〃	1,800
廊下表示灯（多機能トイレ）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機（複合機）	床下～操作部	800～1,500
訴受信機	床下～中心	1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	〃	800～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動開鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（LPガス）	〃	300
〃（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200（壁面取付の場合）

（備考）（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は天井高が 2500～3000mm の場合に適用する。

25 施工図等の取扱い

建築工事 特記仕様書に準拠

26 他工事又は他工種との取合い

建築工事「工事区分表」による

27 施工調査

事前調査

調査項目（ ）

調査範囲（ ）図による

監督職員の指示による。

調査方法（ / ）図による

はつり工事は、原則としてダイヤモンドカッターによる。

ただし、予め施工対数のレントゲン検査等の非破壊検査を行い、施工計画書を作成し、工事管理者に提出、協議の上施工の事、工事管理者の承諾なき施工は禁止する。

非破壊検査 撮影枚数 1枚以上/部位

28 仮設備工事

仮 電 源（・受電機 ・発電機）

仮設備期間（・図示）

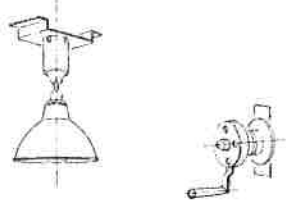
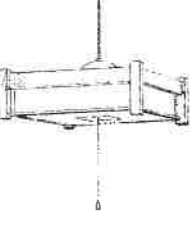
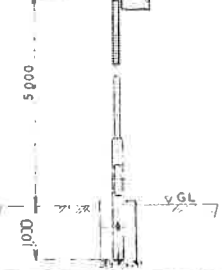
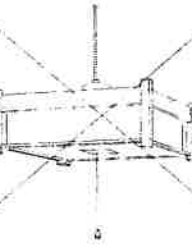
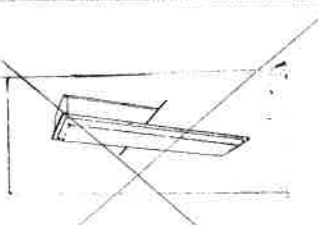
29 養生

養生範囲（ / ）図による

養生方法（ / ）図による

30 アンカー

躯体にハンマードリルで穿孔する場合はメタルセンサーリールを使用する。

記号	名称	形式	記号	名称	形式	記号	名称	形式	記号	名称	形式	記号	名称	形式
A	反射管付形蛍光灯 (40"×2灯用)		F	逆富士形蛍光灯 (20"×1灯用)		A	非常用反射管付形蛍光灯 (FL 40"×2 + 1L 40") 予備電源別置型		L	非常用反射管付形蛍光灯 (防水型) (FL 20"×2 + 1L 40") 予備電源別置型		H	手動昇降式水銀灯 (400W)	
														
B	反射管付形蛍光灯 (40"×1灯用)			和室用天井吊蛍光灯 (72")			反射管付形蛍光灯 (40"×1灯用) (防水型)		A	非常用電池内蔵形誘導灯 (10"×1灯用)		NF 250	街路灯 (NF 250")	
														
C	逆富士形蛍光灯 (40"×2灯用)			和室用天井吊蛍光灯 (100")			非常用逆富士形蛍光灯 (FL 40"×2 + 1L 40") 予備電源別置型			ウォールライト (FL 1"×1灯用)			ダウンライト (1L 60"×1灯用) ＜天井埋込＞	
														
D	逆富士形蛍光灯 (40"×1灯用)			反射管付形蛍光灯 (40"×1灯用) ＜予備電源別置型＞			非常用反射管付形蛍光灯 (防水型) (FL 40"×2 + 1L 40") 予備電源別置型		I	防水形蛍光灯 (40"×1灯用)		① ₂	反射管付形蛍光灯 (40"×60")	
														
E	逆富士形蛍光灯 (20"×2灯用)			反射管付形蛍光灯 (防水型) (FL 40"×2灯用)			非常用逆富士形蛍光灯 (FL 20"×2 + 1L 40") 予備電源別置型							
														



基設計

長野市上松 3-12-8 TEL 026-241-2615 FAX 026-243-3552
 一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
 一級建築士登録 第68962号 篠原 幸一



山崎

令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME

照明器具姿図 (1)

SCALE
 A1:-
 A3:-

NO

E-03



記号	名称	形式	記号	名称	形式	記号	名称	形式	記号	名称	形式
N	(防水型・ステンレス製) 反射型付形蛍光灯 (40W×2灯用)		N	(防水型・ステンレス製) 非常用反射型付形蛍光灯 (FL 40W×2 + IL 40W) 予備電源別置型		W	(防塵型) 逆装土形蛍光灯 (20W×2)		◎	(中食料・アルミ・ネール付) ダウンライト (IL 60W)	
O	(防水型 ガード付) 反射型付形蛍光灯 (40W×1灯用)		H ₂	手動昇降式水銀灯 (250W)		B	(天井取付・中食料) 非常用電池内蔵形誘導灯 (10W×1灯用)		D	非常用照明 - ダウンライト (IL 40W 非常時灯) - 予備電源別置型	
				色取板							
P	反射型付形蛍光灯 (20W×1灯用)		R	(下面ルバー付) 埋込形蛍光灯 (40W×2灯用)		C	(天井取付・中食料) 非常用電池内蔵形誘導灯 (10W×1灯用)		E	非常用照明 - ダウンライト (IL 40W 非常時灯) - 予備電源別置型	
				△連結 - 2列 △連結 - 1列 △連結 - 1列							
S	下面開放形蛍光灯 (40W×2灯用) △ IL 40W 予備電源別置型		T	流し元灯 (FL 15W, コンセント付)		Y	(パイロットランプ) ダウンライト (IL 100W)		F	非常用照明 - 直付 (IL 40W 非常時灯) - 予備電源別置型	
U	ミラーライト (FL 15W×1灯用)		V	ミラーライト (FL 15W, コンセント付)		H	HID ダウンライト (HID 250W)		BI	片石灯取付 (40W×1灯用)	
							ランプ、安定器、オートリグ、 アルミルーバー				

凡 例

記号	名称	備 考
	蛍 光 灯	FL 40W - 2灯用
	"	FL 40W - 1灯用
	"	FL 20W - 2灯用
	"	FL 10W ~ 20W - 1灯用
	非常用照明器具	非常時IL40W灯 - 予備電源別置型
	"	"
	非 常 灯	非常時FL40W×2灯
	"	FL 40W×1灯
	蛍 光 灯	形別
	"	和 風 用
	"	"
	白 熱 灯	直付型埋込
	"	埋込形
	蛍 光 灯	天井・壁に取付
	誘 導 灯	FL 10W×1灯 (小形)
	非常用照明器具	白熱灯用、非常時IL40W灯
	蛍 光 灯	連結形を示す
	"	レスクレイ に取付を示す
	水 銀 灯	手動式昇降装置付
	HID 照 明 用	埋込形 - 付属器具共
	電 灯 分 電 盤	
	適用タンブラースイッチ	1P10A 40V
	"	3路
	パイロットランプ	
	適用埋込コンセント	WP付 防水型を示す 2P15A×1, 2, 3路 (10数備記)
	"	アース線付 (接地型備記)
	フロア - コンセント	2P15A×2
	引掛式コンセント	2P15A
	換 気 扇	ダクトファン
	ポールボックス	
	ジャンクションボックス	
	立上り 立下り	



基 設 計

長野市土佐 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
一級建築士登録 第58962号 塚 原 幸 一

山 崎
DAY H.31 2

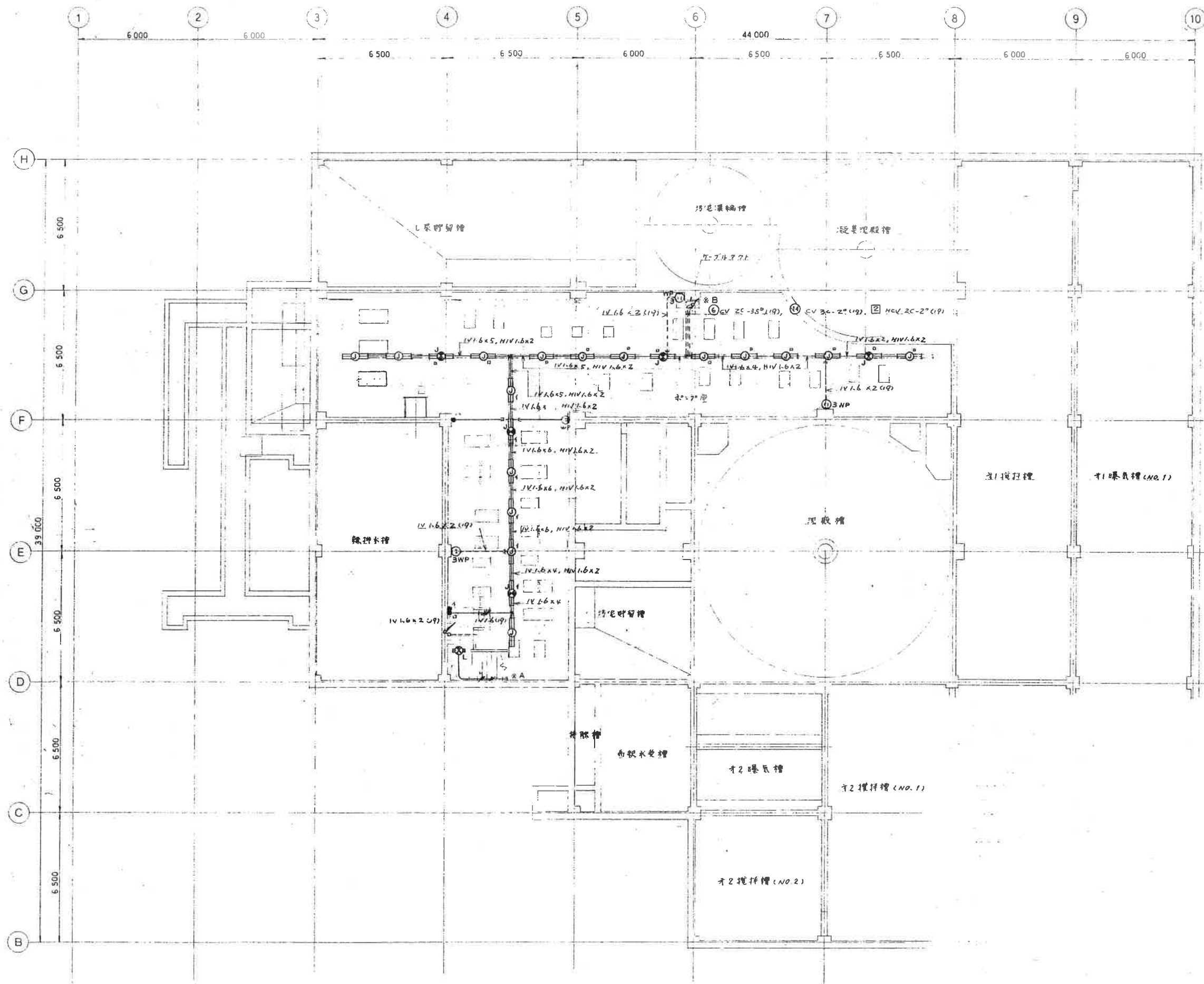
TITLE
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
照明器具姿図 (2)

A1:-
A3:-

NO
E-04





配管図(地下1階) (注) 特記の配管配線は下記に依る

記号	配管、配線	備考
IV 1.6 x 2 (19)	(注) スリッド	
2.0 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 3 (19)	(注)	
1.6 x 4 (25)	(注)	
1.6 x 5 (25)	(注)	
2.0 x 2 (19)	(注)	
2.0 x 4 (25)	(注)	
2.0 x 6 (25)	(注)	
HIV 2.0 x 2 (19)	(注)	非常用配線
IV 2.0 x 2, HIV 2.0 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 2 + 1.6 x 2 (25)	(注)	
2.0 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 2 (19)	(注)	
HIV 1.6 x 2 (19)	(注)	非常用配線
IV 1.6 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 2, 2.0 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 3, 2.0 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 4, 2.0 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 5, 2.0 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 2, HIV 1.6 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 3 + 1.6 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 2 (19)	(注)	普通配管
1.6 x 3 (19)	(注)	
1.6 x 2, HIV 1.6 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 3 + 1.6 x 2 (25)	(注)	
1.6 x 2 (19) (27) (27) (内配線)	(注)	
1.6 x 2, HIV 1.6 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 3 + 1.6 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 4 + 1.6 x 2 (19)	(注)	
1.6 x 5 + 1.6 x 2 (19)	(注)	
VVF 2.0-2C 保護管 (19) 床内30cm	(注)	
1.6-2C (19)	(注)	
VVF 2.0-2C, HIV 2.0-2C (25)	(注)	
HVV 2.0-2C 保護管 (19)	(注)	非常用配線
1.6-2C	(注)	
VVF 1.6-3C 保護管 (19)	(注)	
1.6-2C-2条 保護管 (25)	(注)	
1.6-2C-2条	(注)	
1.6-2C, 1.6-3C 各1条	(注)	

・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
・金属、機器廃材、配線材は分別する。
・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。



基設計

長野市土佐 3-13-8 TEL 026-241-3515 FAX 026-243-3552
一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
一級建築士登録 第68962号 専 業



令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

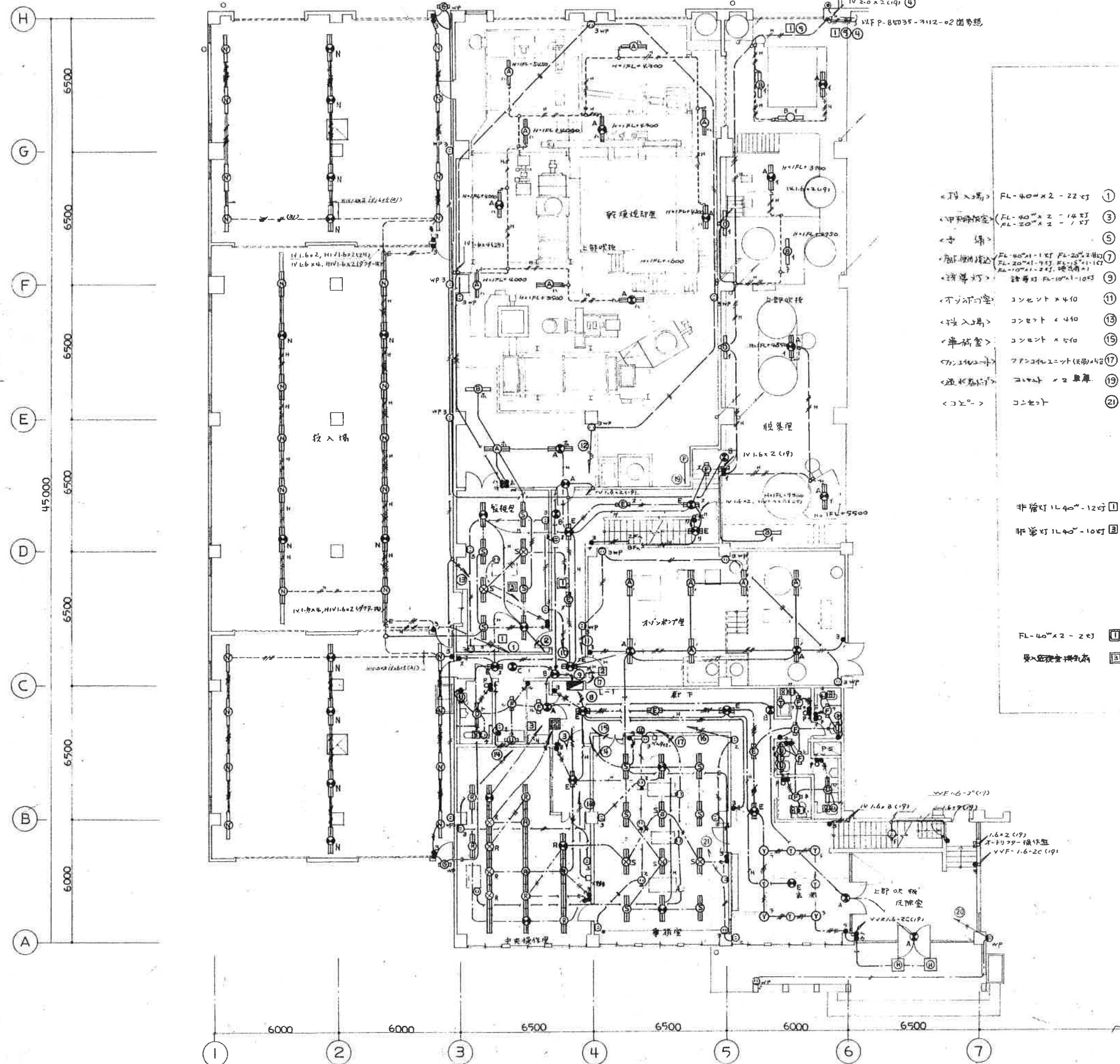
SHEET NAME

電灯設備 地下1階配線図

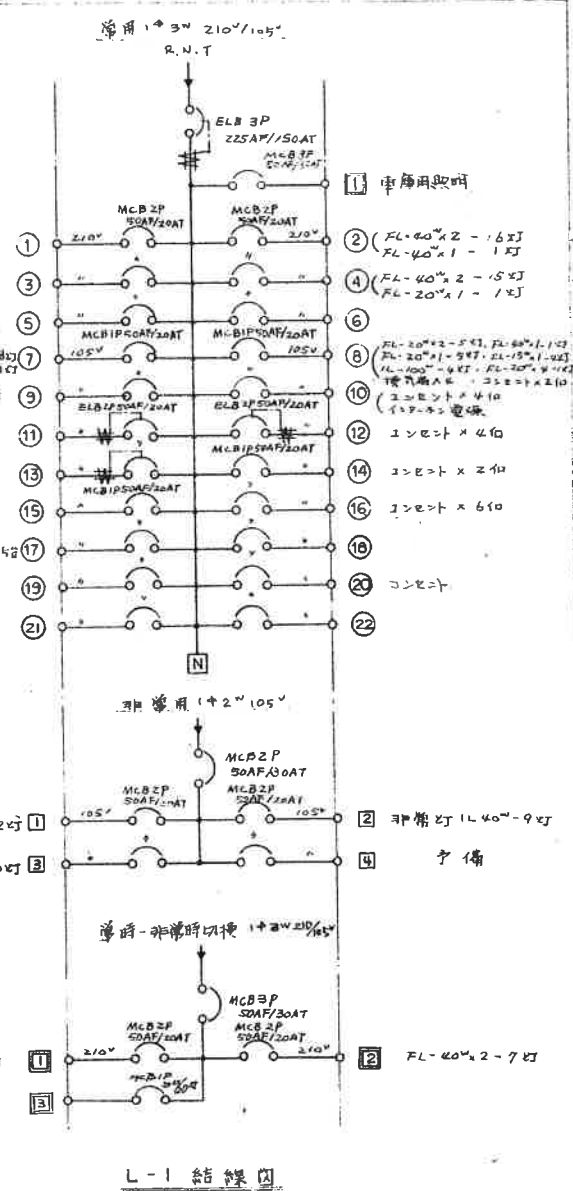
SCALE
A1:1/100
A3:1/200

NO
E-05





- ＜待合室＞ FL-40×2-22灯
- ＜受付室＞ FL-40×2-14灯
FL-20×2-1灯
- ＜診察室＞ FL-40×2-1灯 FL-20×2-1灯
FL-20×2-1灯 FL-20×2-1灯
FL-20×2-1灯 FL-20×2-1灯
- ＜待合室＞ FL-40×2-10灯
- ＜受付室＞ コンセント×40
- ＜診察室＞ コンセント×40
- ＜待合室＞ コンセント×50
- ＜受付室＞ フォンコンセント(床)×40
- ＜診察室＞ コンセント×2車庫
- ＜待合室＞ コンセント



・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
ただしコンクリート掘削配管の撤去は行わない。
・金属、機材、配線材は分別する。
・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上野 3-12-8 TEL 026-241-3915 FAX 026-243-3652
一級建築士事務所 長野市上野 3-12-8
一級建築士事務所 長野市上野 3-12-8

山
山
山

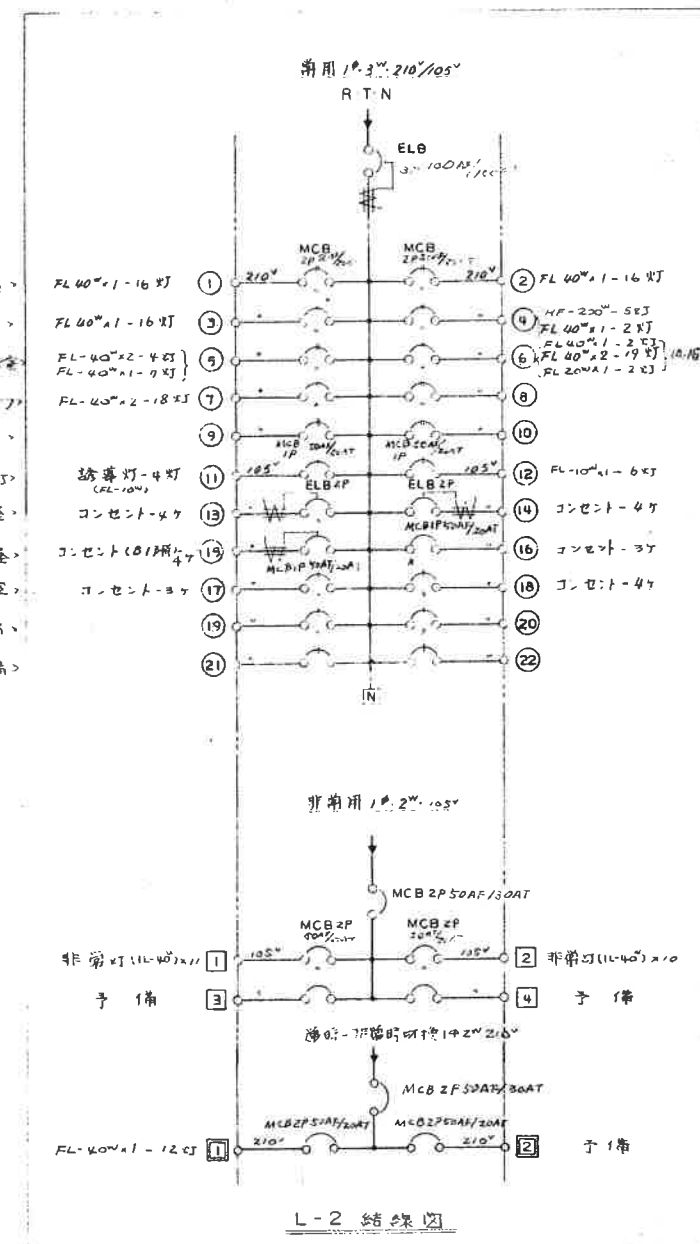
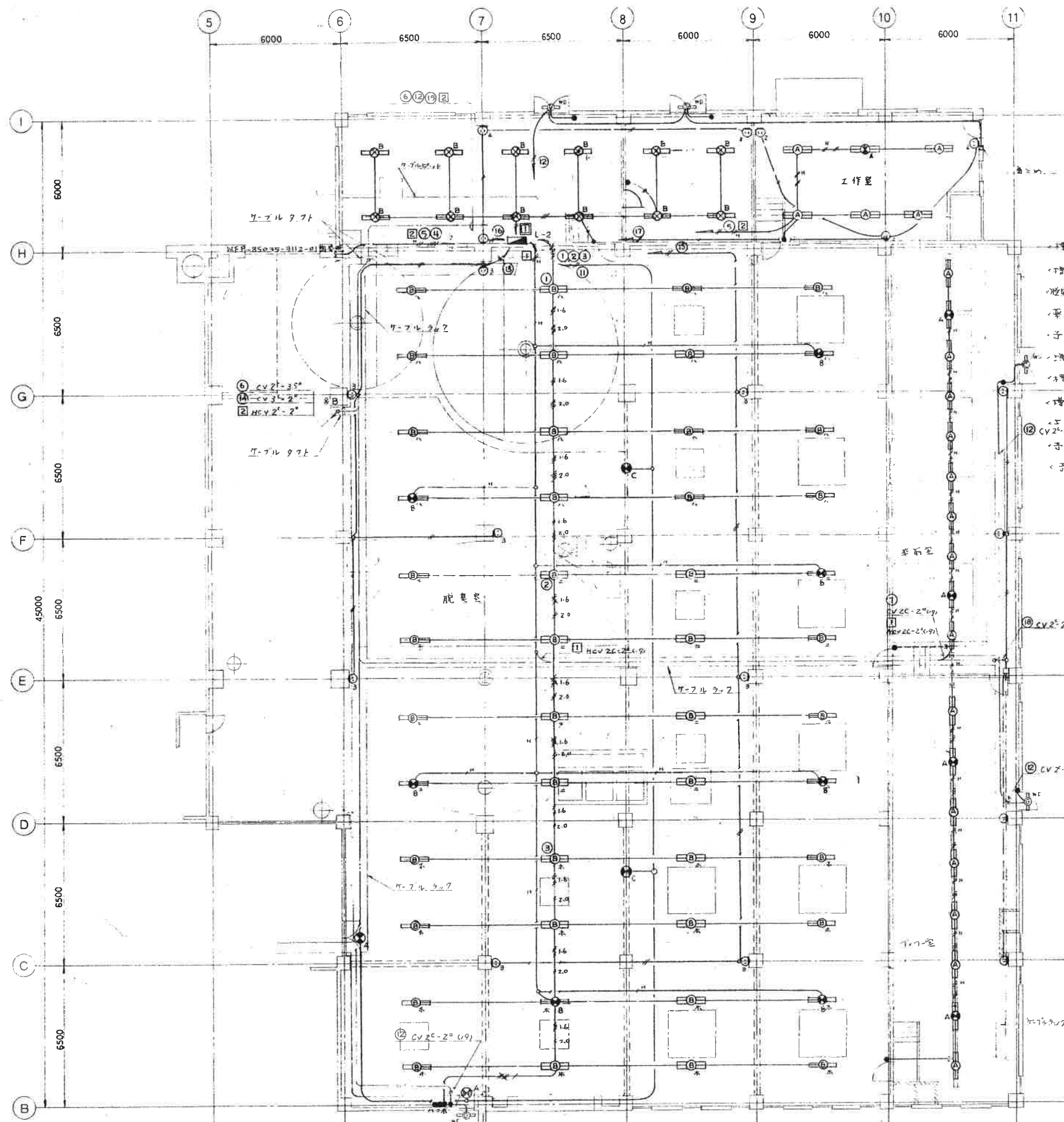
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
電灯設備 1階配線図(左側)

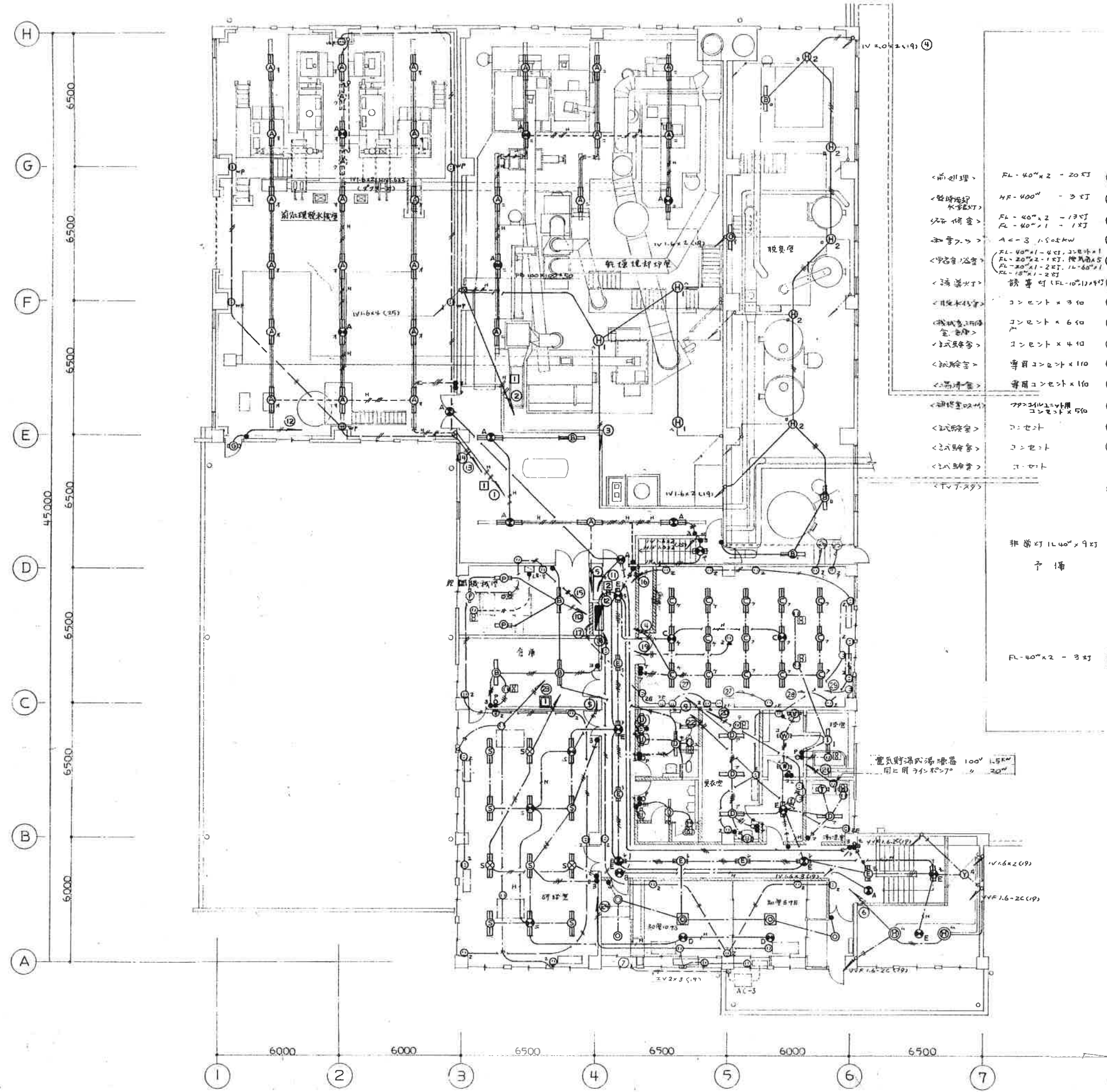
SCALE
A1:1/100
A3:1/200

NO
E-06

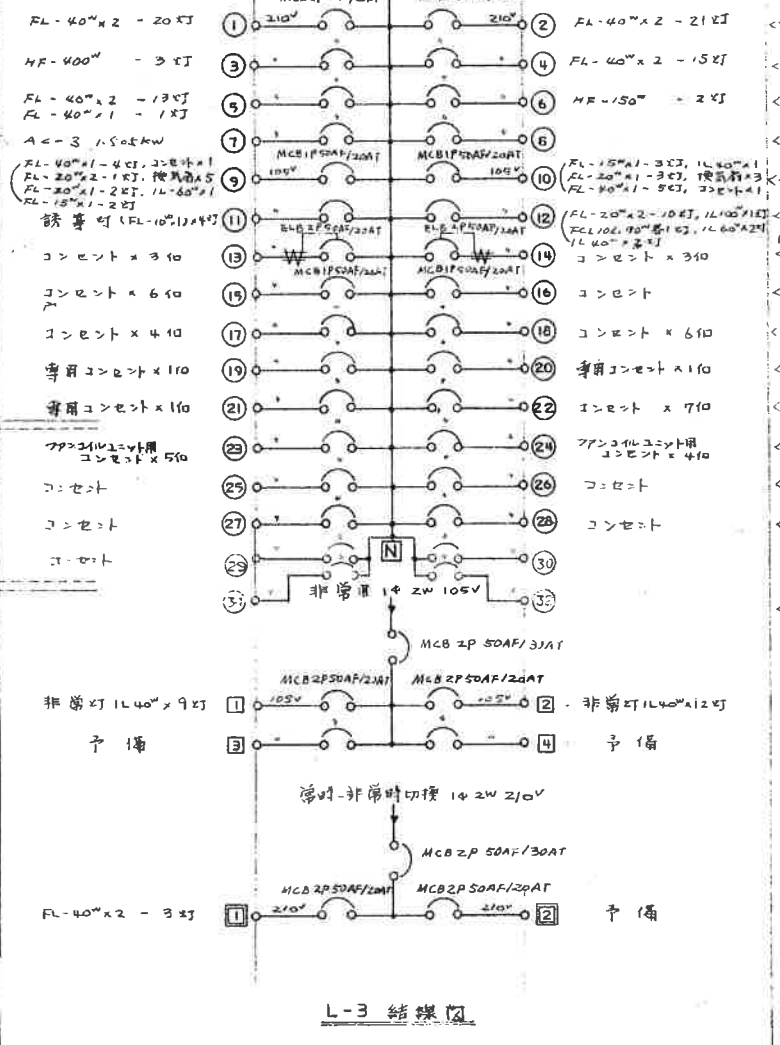
電



・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 ・ただしコンクリート掘削配管の撤去は行わない。
 ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。



- <前処理> FL-40"x2 - 20灯
- <乾燥機室> HF-400" - 3灯
- <収納室> FL-40"x2 - 13灯
FL-40"x1 - 1灯
- <手洗い> A-3 1.50kW
- <中庭> FL-40"x1 - 4灯, 20灯x1
FL-20"x1 - 2灯, 12灯x1
FL-10"x1 - 2灯
- <通風機> 誘導灯 FL-10"x1 1灯
- <機械室> コンセント x 3台
- <機械室> コンセント x 6台
- <機械室> コンセント x 4台
- <機械室> 専用コンセント x 1台
- <機械室> 専用コンセント x 1台
- <機械室> 770V出力用コンセント x 5台
- <機械室> コンセント
- <機械室> コンセント
- <機械室> コンセント
- <機械室> コンセント



L-3 結線図

・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
ただしコンクリート掘削配管の撤去は行わない。
・金属、機器廃材、配線材は分別する。
・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上松 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
一級建築士登録 第56962号 篠原 幸一

山崎
DAY 11.31.2

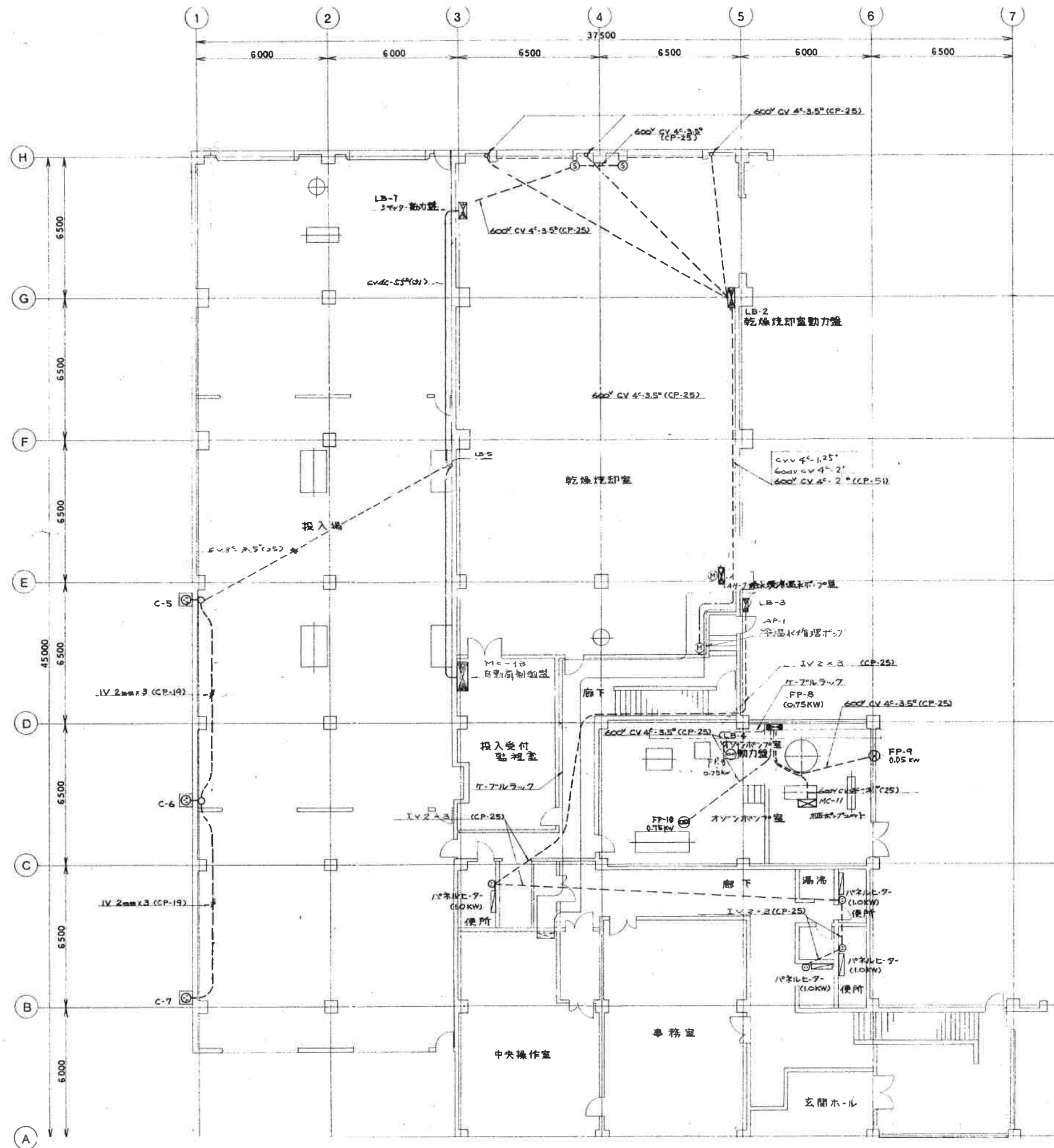
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
電灯設備 2階配線図

SCALE
A1:1/100
A3:1/200

NO
E-08

電



記号	名称	備考
■	一般動力盤	
⊕	換気扇	
⑤	電動シャッター	
⊙	融雪ヒーター	
⊙	パネルヒーター	
○	ジャンクションボックス	
↗	立上り	
↘	引下け	
—	露出電線管内配線	
---	埋込	

* 図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 * ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
 * 金属、機器廃材、配線材は分別する。
 * 本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上松 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
 一級建築士事務所 長野市上松 3-13-8
 一級建築士事務所 長野市上松 3-13-8

山崎

令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME

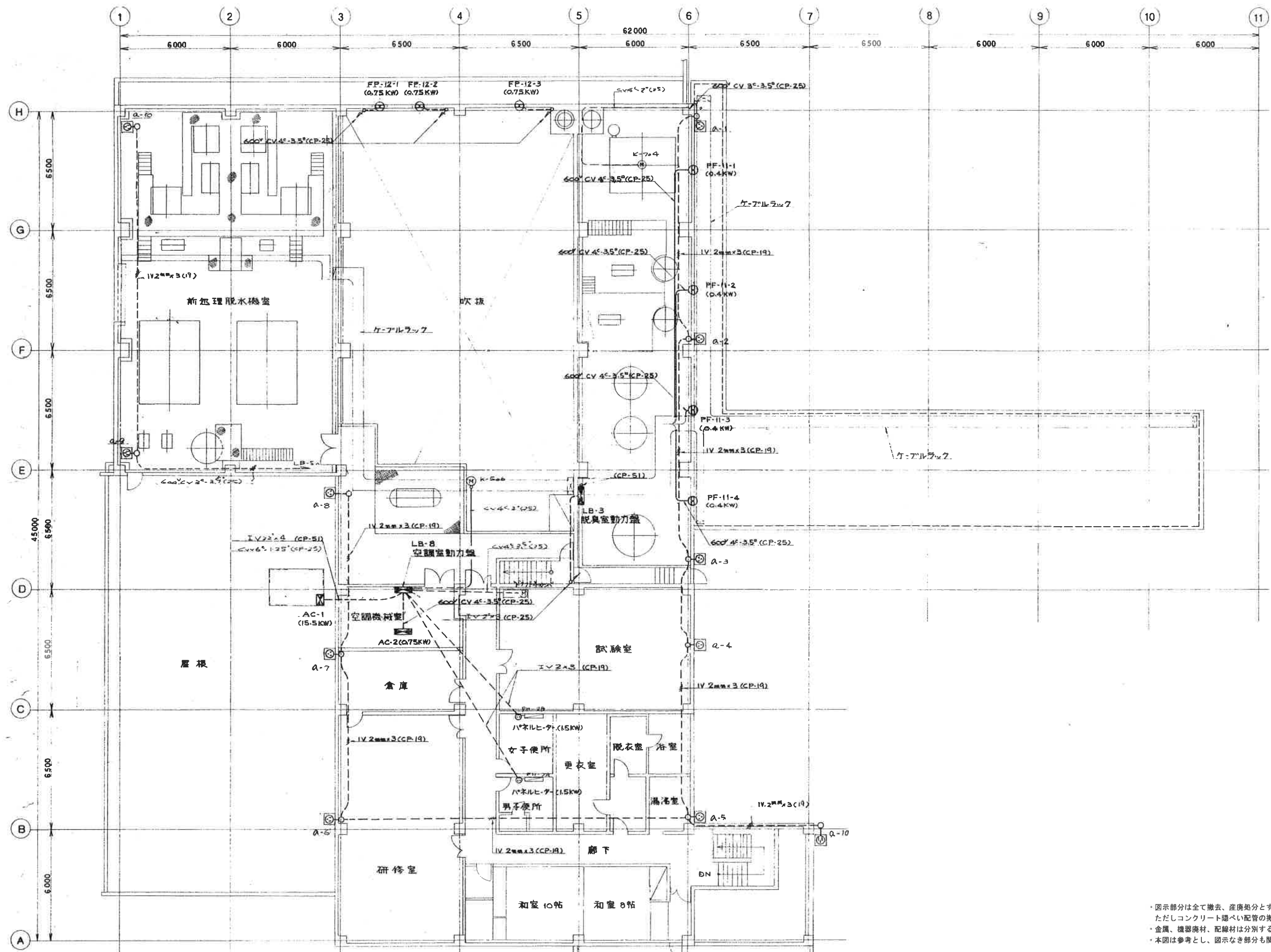
一般動力設備 2階配線図

SCALE
 A1:1/100
 A3:1/200

NO

E-10

電



・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
 ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上松 3-13-8 TEL 026-241-2615 FAX 026-243-3652
 一級建築士事務所 長野県 長野市 3-13-8
 一級建築士事務所 長野県 長野市 3-13-8

山形
 31
 2

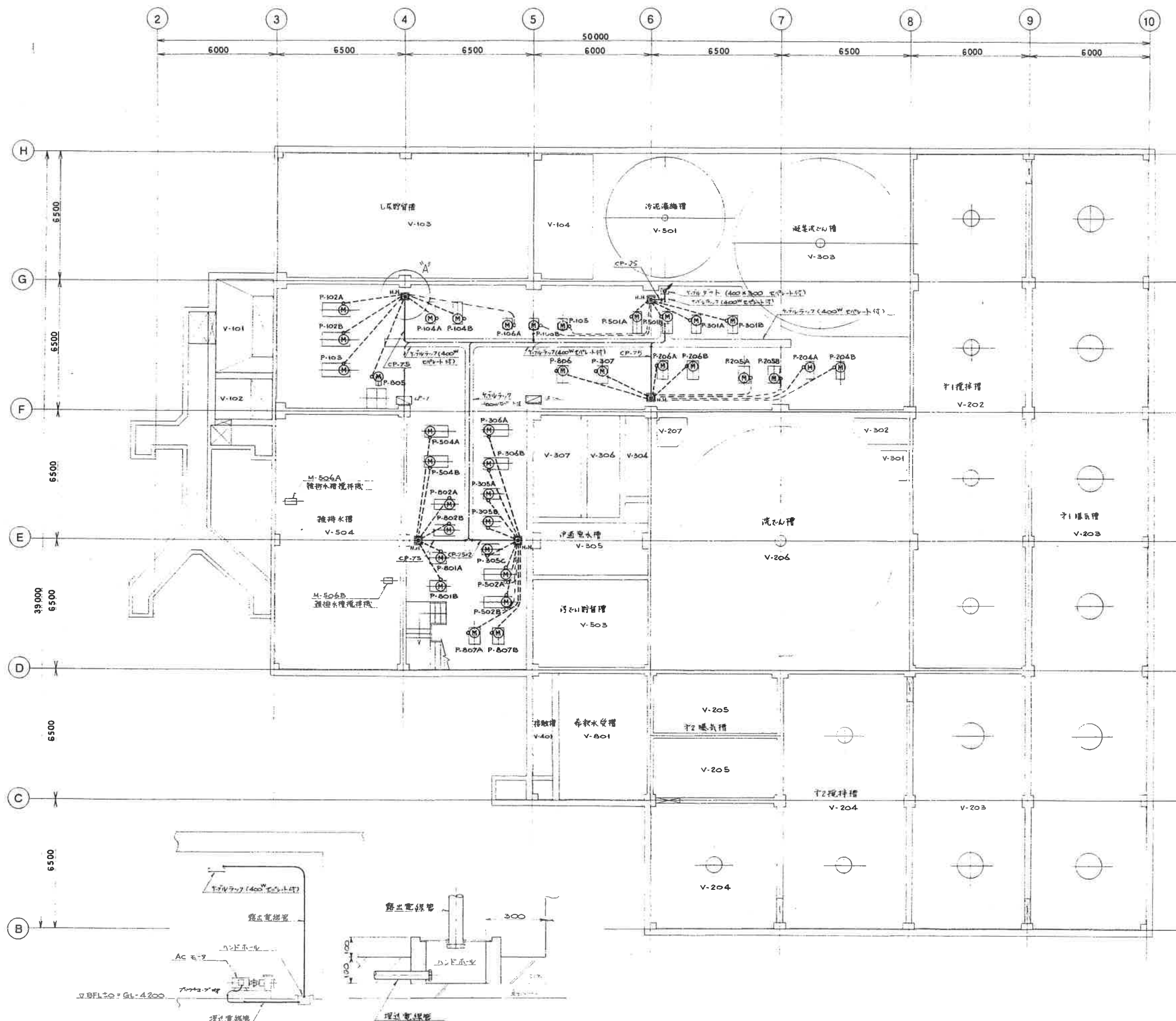
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

一般動力設備 2階配線図

SCALE
 A1:1/100
 A3:1/200

NO
 E-11

電



ITEM NO.	名 称	容量 (KW)	揚 送 高	ポンプ	付属機	備 考
P-102A	し尿貯留槽	15	ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -B ⁵	CP-31	
P-103	浄化槽汚泥吸排機					
P-805	地下貯留槽排水ポンプ	0.75	電気室ポンプ制御盤	4 ⁵ -2 ⁵	CP-25	
P-104A	排水ポンプ	2.2				
P-104B						
P-104A						
P-104B						
P-106A	し尿貯留槽汚泥吸排機	7.5	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -3.5 ⁵	CP-25	
P-106B						
P-105	浄化槽汚泥移送ポンプ	3.7		4 ⁵ -2 ⁵		
P-501A	環境汚泥移送ポンプ	1.5	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -2 ⁵	CP-25	
P-501B						
P-501A	環境汚泥移送ポンプ	0.75				
P-501B						
P-806	清浄ポンプ	1.5	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -2 ⁵	CP-25	
P-307	汚泥移送ポンプ	5.5		4 ⁵ -3.5 ⁵		
P-206A	スラム移送ポンプ	2.2		4 ⁵ -2 ⁵		
P-206B						
P-205A	余剰汚泥引排ポンプ	1.5	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -2 ⁵	CP-25	
P-205B						
P-204A	汚泥移送ポンプ	3.7				
P-204B						
P-504A	雑排水移送ポンプ	3.7	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -2 ⁵	CP-25	
P-504B						
P-802A	洗浄水ポンプ	7.5		4 ⁵ -5.5 ⁵	CP-31	
P-802B						
P-801A	明水ポンプ	5.5		4 ⁵ -3.5 ⁵	CP-25	
P-801B						
P-306A	送水ポンプ	11	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -B ⁵	CP-31	
P-306B						
P-305A	汚泥移送ポンプ	2.2		4 ⁵ -2 ⁵	CP-25	
P-305B						
P-502A	汚泥供給ポンプ	3.7				
P-502B						
P-807A	排水ポンプ	2.2				
P-807B						
P-104A	し尿貯留槽汚泥吸排機	7.5	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -3.5 ⁵	CP-25	
P-104B						
P-106A	し尿貯留槽汚泥吸排機	7.5	電気室ポンプ制御盤	600V CV 4 ⁵ -3.5 ⁵	CP-25	
P-106B						

・ 図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 ・ ただしコンクリート管の配管の撤去は行わない。
 ・ 金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・ 本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

A 部詳細

基 設 計

長野県上田 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
 一般建設士事務所登録 (長野) L 第33012号
 一般建設士登録 第69952号 座 落 地 区

山 地
 DAY H 31 2

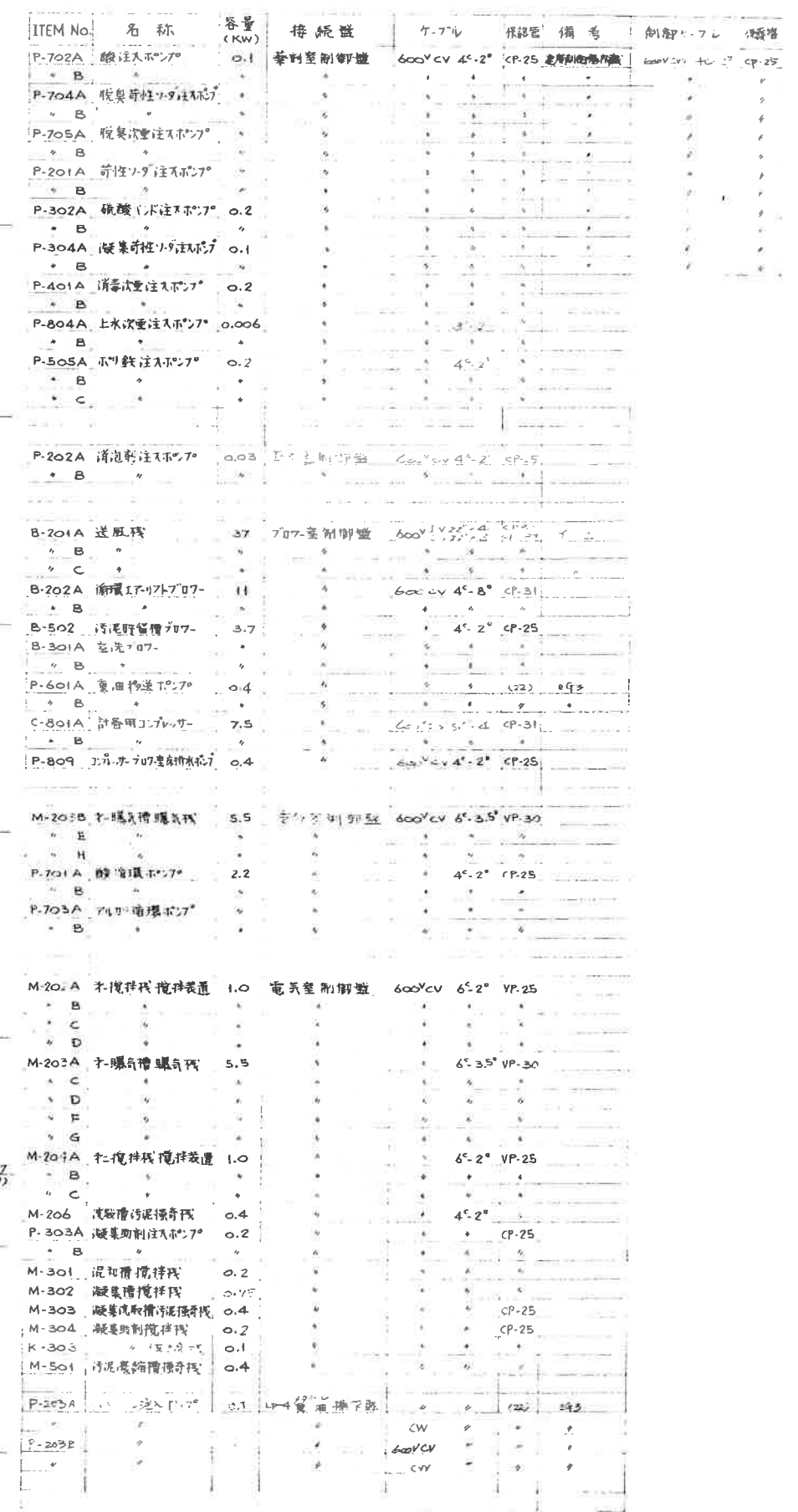
TITLE
 令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
 動力設備 地下1階配線図

A1:1/100

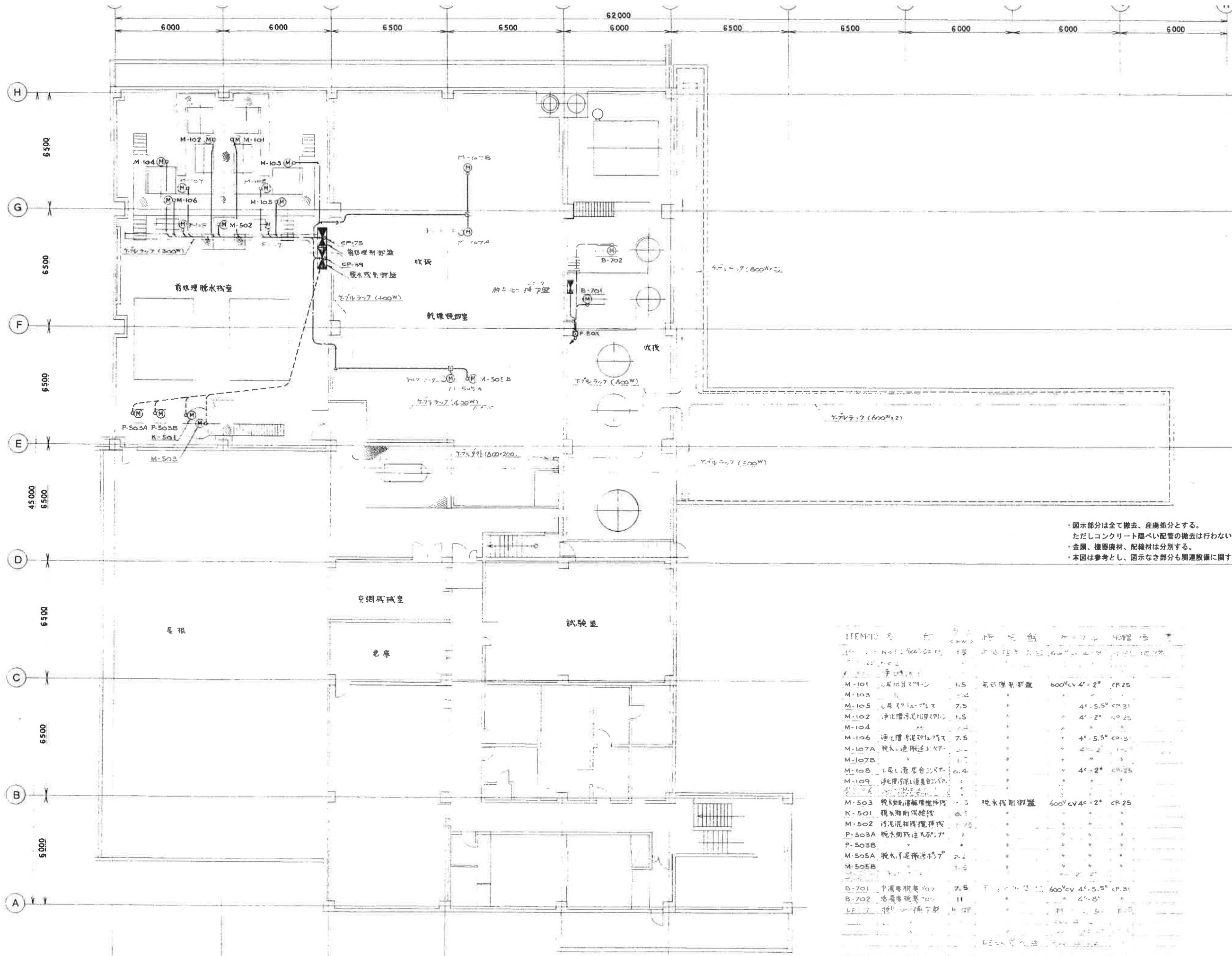
E-12

(電)



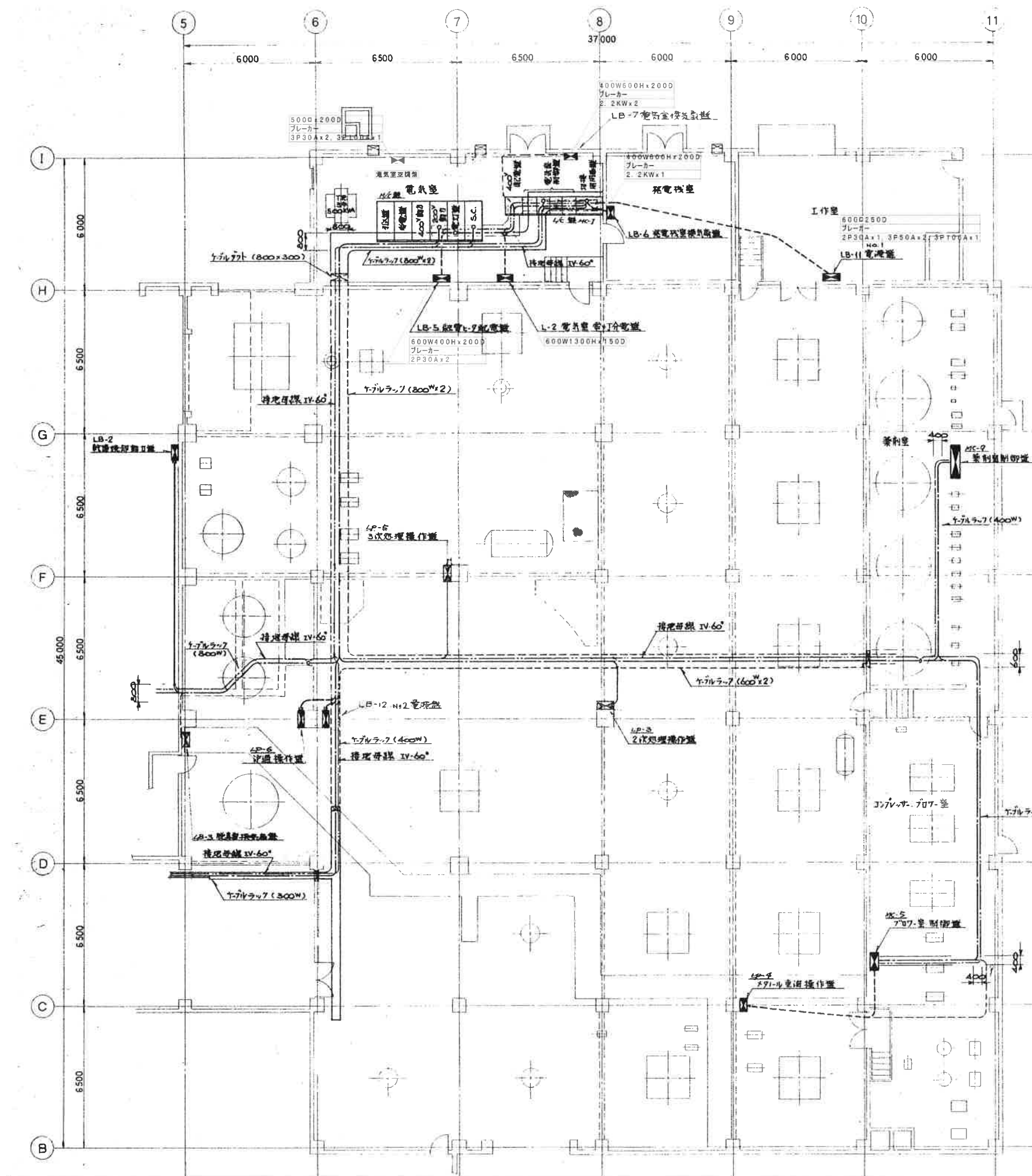
NO
E - 1 4





・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
・金属、機器廃材、配線材は分別する。
・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

ITEM	名	材	寸法	台数	設置場所	設備
M-101	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	600V 4φ-2W CP-25
M-103	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-5.5W CP-31
M-105	乾燥機	ステンレス	7.5	1	乾燥機室	4φ-2W CP-25
M-102	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-5.5W CP-31
M-104	乾燥機	ステンレス	7.5	1	乾燥機室	4φ-2W CP-25
M-106	乾燥機	ステンレス	7.5	1	乾燥機室	4φ-5.5W CP-31
M-107A	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-2W CP-25
M-107B	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-2W CP-25
M-108	乾燥機	ステンレス	0.4	1	乾燥機室	4φ-2W CP-25
M-109	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-5.5W CP-31
M-503	脱水機	ステンレス	1.5	1	前処理脱水機室	600V 4φ-2W CP-25
K-501	脱水機	ステンレス	0.1	1	前処理脱水機室	4φ-2W CP-25
M-502	脱水機	ステンレス	1.5	1	前処理脱水機室	4φ-5.5W CP-31
P-503A	脱水機	ステンレス	1.5	1	前処理脱水機室	4φ-2W CP-25
P-503B	脱水機	ステンレス	1.5	1	前処理脱水機室	4φ-2W CP-25
M-505A	脱水機	ステンレス	1.5	1	前処理脱水機室	4φ-5.5W CP-31
M-505B	脱水機	ステンレス	1.5	1	前処理脱水機室	4φ-5.5W CP-31
B-701	乾燥機	ステンレス	7.5	1	乾燥機室	600V 4φ-5.5W CP-31
B-702	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-8W CP-31
LP-7	乾燥機	ステンレス	1.5	1	乾燥機室	4φ-2W CP-25



名 称	接 続 盤	ケーブル	保護管	備考
受付室 配電盤	配電用設備	600 ² CV 4 ² ・5 ² ・5 ²	CP-31	MC-9
"	DESK監視盤	CPEV-S 20P-1.2	CP-51	
"	コネクタ	CPEV-S 15P-1.45		
"	電気室 配電盤	CPEV-S 3P-1.2		
"	2 ^次 処理操作盤	" 3P-1.2		
実験室 配電盤	配電用設備	600 ² CV 4 ² ・5 ² ・5 ²	CP-21	MC-9
"	DESK監視盤	CPEV-S 20P-1.2	CP-51	
"	コネクタ	CPEV-S 15P-1.45	CP-25	
"	電気室 配電盤	CPEV-S 3P-1.2	CP-19	
"	2 ^次 処理操作盤	" 3P-1.2		
LB-II 電気室	電気室 200 ² 銅リ線	600 ² CV 3 ² ・3 ² ・3 ²	CP-63	
"	電気室 100 ² 銅リ線	" 2 ² ・8 ²		
"	電気室 配電盤	" 4 ² ・14 ²	CP-39	
LB-12 電気室	電気室 200 ² 銅リ線	600 ² CV 3 ² ・3 ² ・3 ²	CP-63	
"	電気室 100 ² 銅リ線	" 2 ² ・8 ²		
"	電気室 配電盤	" 4 ² ・14 ²	CP-39	
2 ^次 処理操作盤	DESK監視盤	CVV 30P-2 ²	CP-39	LP-3
"	コネクタ	" 5P-1.2	CP-13	
"	電気室 配電盤	CVV 3 ² ・1.25 ²	CP-31	
"	2 ^次 処理操作盤	CVV 2 ² ・2 ²	CP-31	
"	電気室 配電盤	CPEV-S 20P-1.2	CP-13	LP-5
"	コネクタ	" 5P-1.2	CP-13	
"	電気室 配電盤	CVV 3 ² ・1.25 ²	CP-31	
"	2 ^次 処理操作盤	CVV 2 ² ・2 ²	CP-31	
"	電気室 配電盤	CPEV-S 3P-1.2	CP-13	LP-6
"	コネクタ	" 5P-1.2	CP-13	
"	電気室 配電盤	CVV 3 ² ・1.25 ²	CP-31	
"	2 ^次 処理操作盤	CVV 2 ² ・2 ²	CP-31	
乾燥機 銅リ線	電気室 200 ² 銅リ線	600 ² CV 3 ² ・3 ² ・3 ²	CP-51	LB-2
"	電気室 100 ² 銅リ線	CVV 4 ² ・1.25 ²		
電気室 配電盤	電気室 200 ² 銅リ線	600 ² CV 4 ² ・14 ²	CP-39	LB-3
電気室 配電盤	電気室 100 ² 銅リ線	600 ² CV 3 ² ・14 ²	CP-31	LB-5
L-2 電気室 2 ^次 処理操作盤	配電用設備	600 ² CV 4 ² ・5 ² ・5 ²	CP-39	
"	電気室 100 ² 銅リ線	" 4 ² ・6 ²	CP-63	
"	電気室 配電盤	CVV 2 ² ・2 ²	CP-31	
電気室 配電盤	電気室 100 ² 銅リ線	600 ² CV 4 ² ・14 ²	CP-31	LB-7
電気室 配電盤	配電用設備	600 ² CV 4 ² ・5 ² ・5 ²	CP-25	LB-6
"	電気室 100 ² 銅リ線	CVV 2 ² ・2 ²	CP-19	
電気室 配電盤	HV 200V配電盤	600 ² CV 4 ² ・3 ²	CP-25	
電気室 配電盤	コネクタ	CPEV-S 10P-1.2	CP-15	MC-5
"	DESK監視盤	CPEV-S 10P-1.2	CP-15	
"	コネクタ	CVV 2 ² ・2 ²		
"	電気室 配電盤	CPEV-S 3P-1.2		
"	乾燥機 銅リ線	CPEV-S 3P-1.2		
"	電気室 配電盤	600 ² CV 3 ² ・14 ²	CP-15	
"	乾燥機 銅リ線	" 4 ² ・14 ²	CP-63	
2 ^次 処理操作盤	電気室 配電盤	CPEV-S 3P-1.2		LP-3
"	コネクタ	" 20P-1.2		
"	コネクタ	" 30P-1.2		
"	コネクタ	CVV 4 ² ・2 ²		
"	コネクタ	" 2 ² ・2 ²		
"	コネクタ	" 20 ² ・2 ²		

・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 ・ただしコンクリート埋込み配管の撤去は行わない。
 ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。
 ・サイズ注釈のなき盤は解体工事にて撤去を行う。

基 設 計

長野市上村 3-12-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
 一級建築士事務所 長野市 L 第33012号
 一級建築士事務所 長野市 第68862号 理事長 幸一

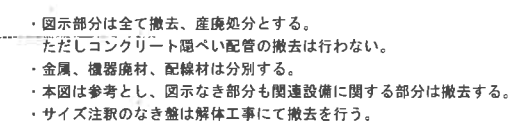
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

電力幹線 1階配線図(左側)

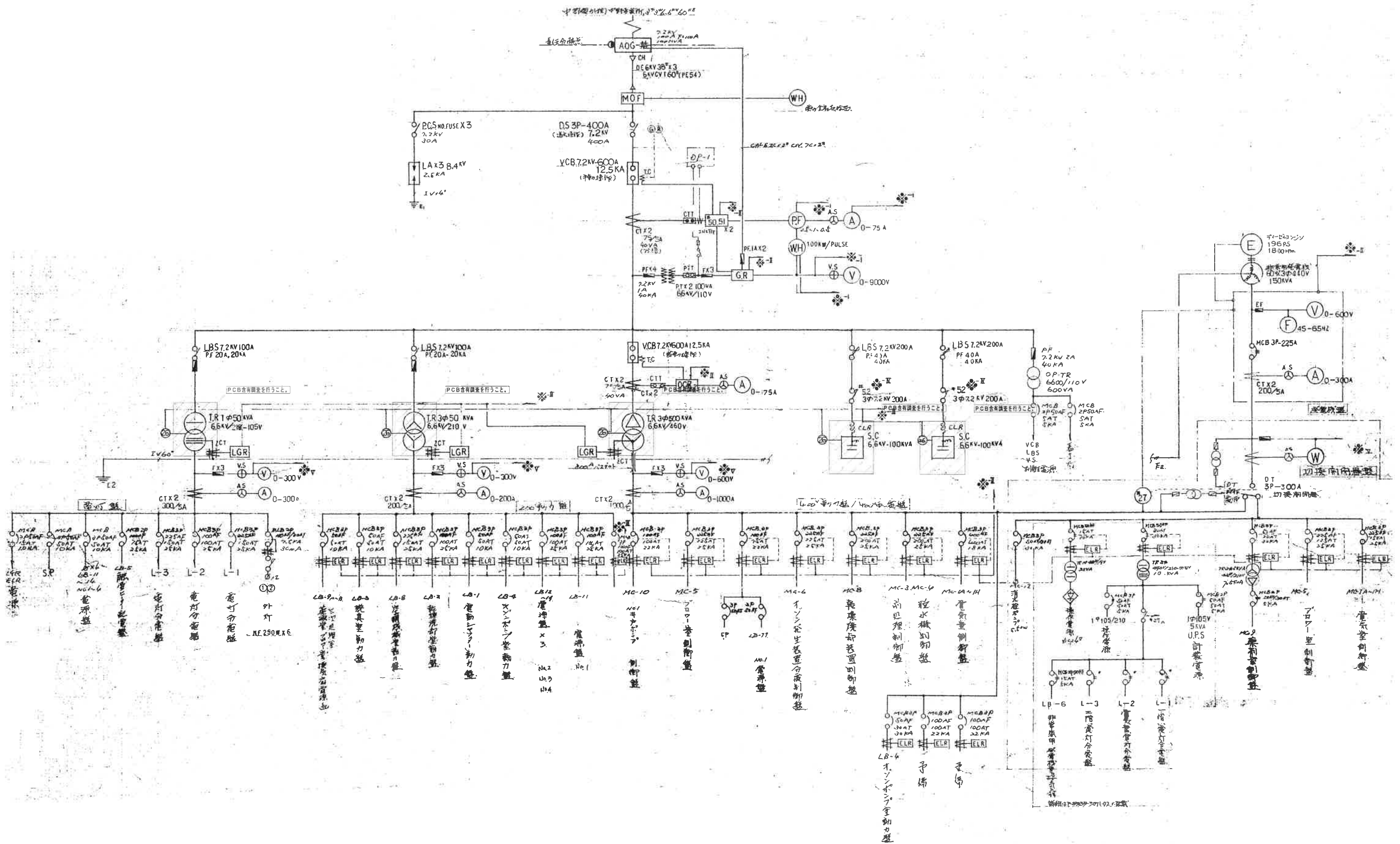
A1:1/100
A3:1/200

E-17

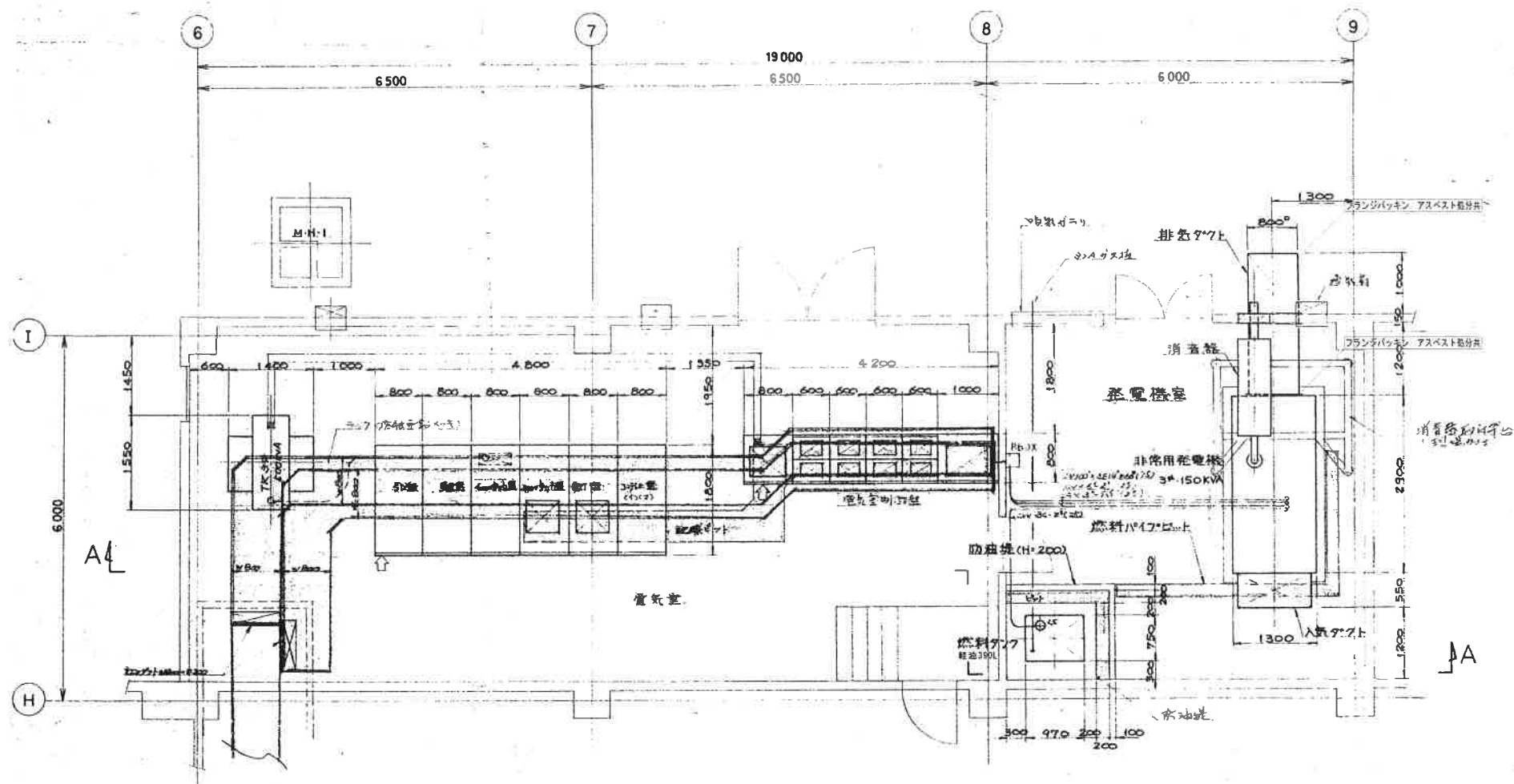
電



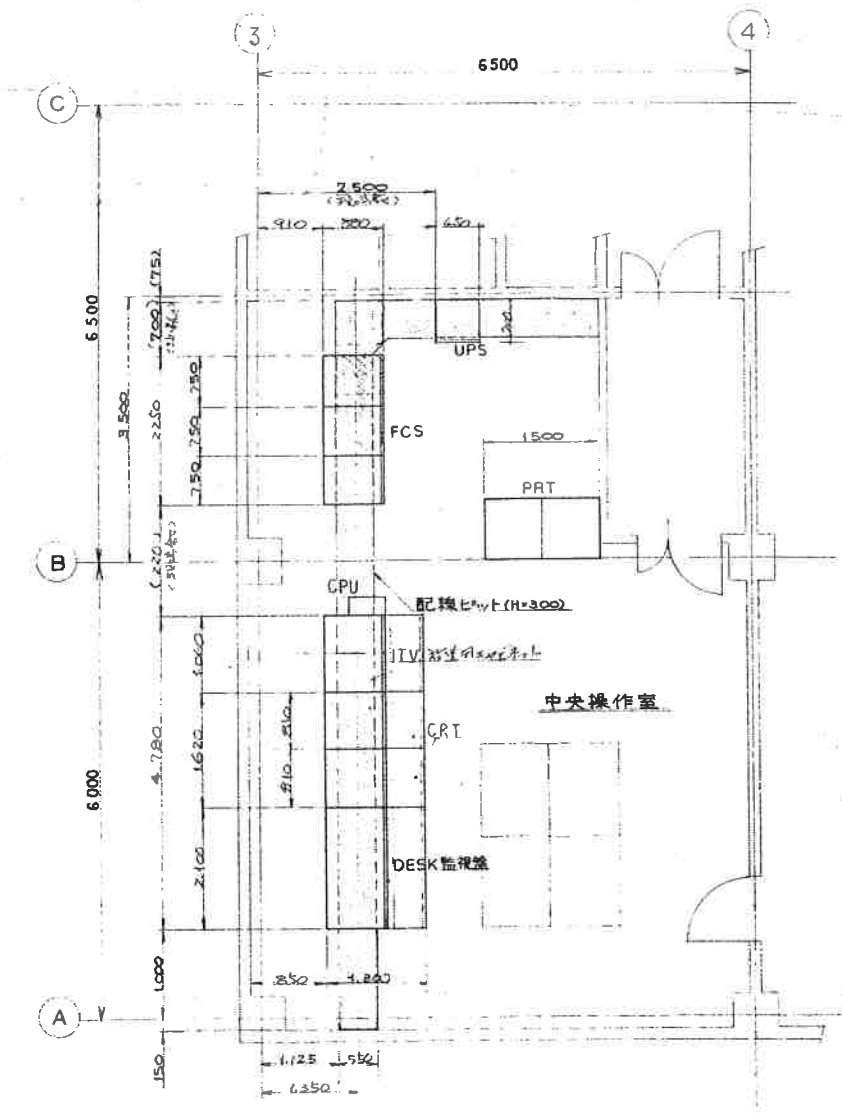
基 設 計



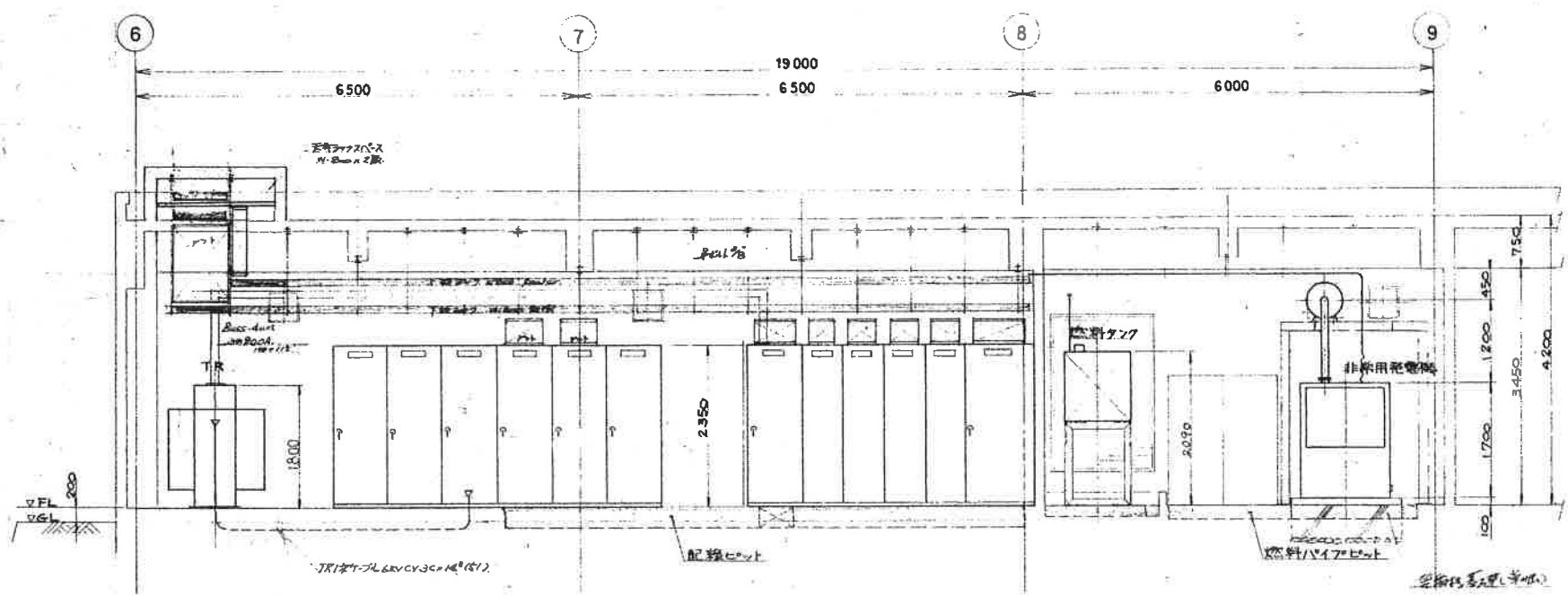
① 主幹線 (12.5kV) からの電圧降下
 ② 変圧機 (12.5kV/6.6kV) の電圧降下
 ③ 配電線路の電圧降下
 ④ 中央制御盤からの電圧降下
 ⑤ 各分岐箱からの電圧降下



電気室・発電機室配置図

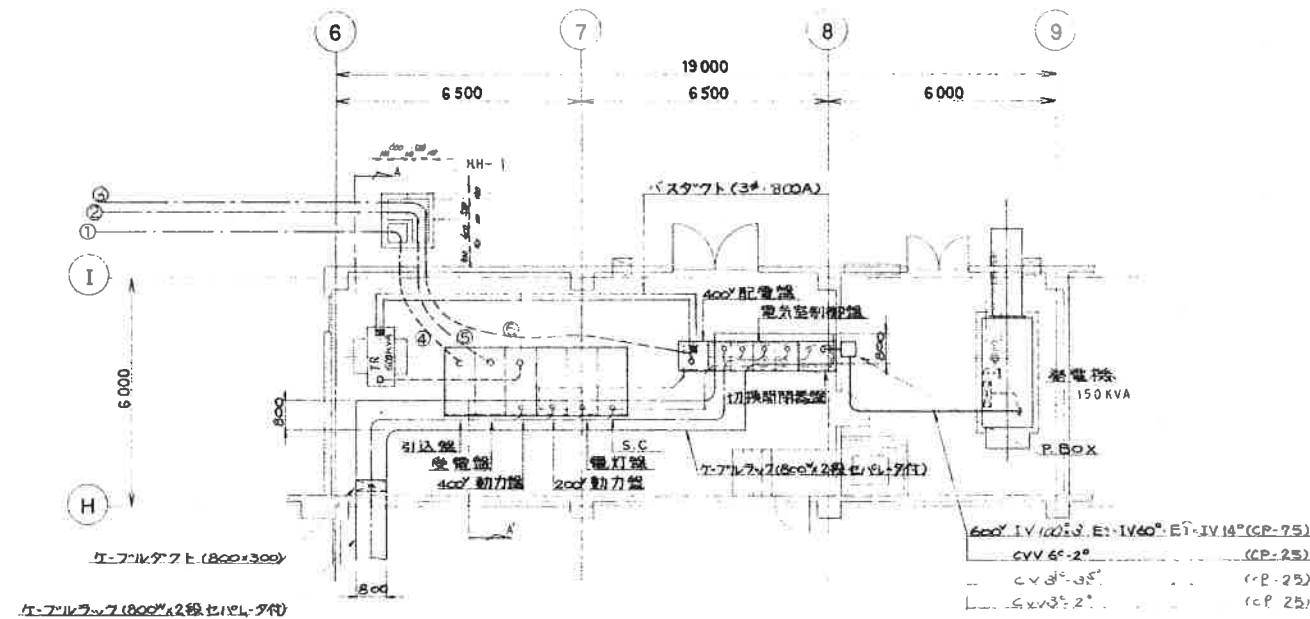


中央操作室配置図

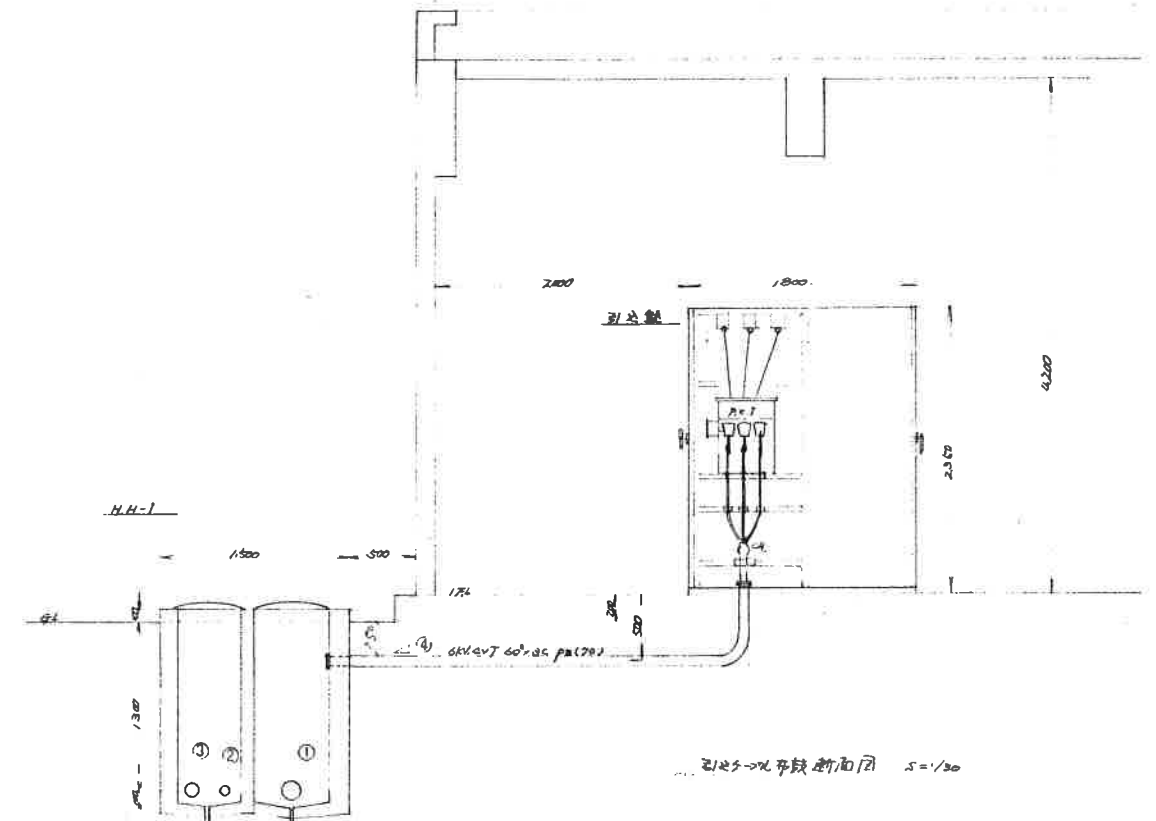


A-A 断面

・図示部分は全て撤去、廃棄処分とする。
 ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
 ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。



電気室・発電機室(1階)配線図



電気室～中央操作室配線一覧表

電気室内盤名称	中央操作室内盤名称	ケーブル	備考
受電盤	コンピュータ	CPEV-S 42#・3P・2	
	DESK 操作盤	CVV 2°・2°・3°・2°	
		CVV 65°・2°	
電気室制御盤	DESK 監視盤	CPEV-S 12#・20P	
		12-15P	
		12-10P	
		12-30P・2	
		CVV 2°・125°	
		2°・2°・2	
		CV 2°・55°	

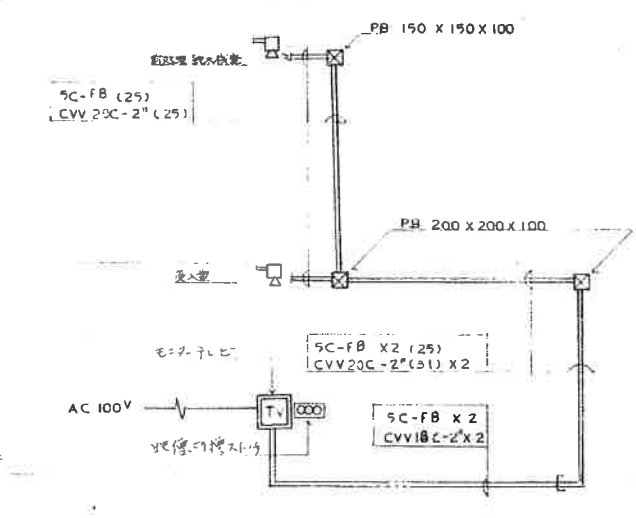
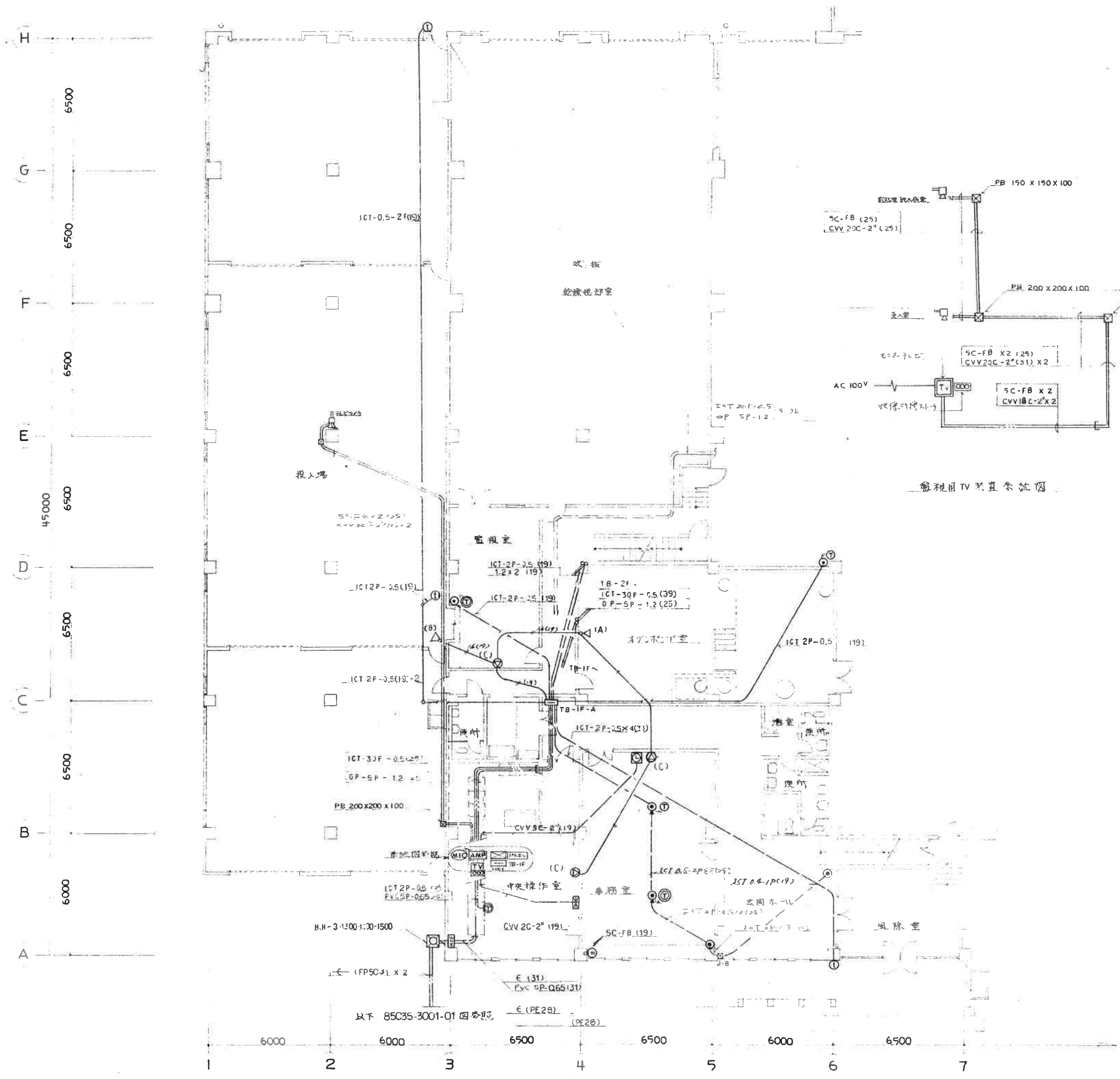
引込線～電気室配線一覧表

引込線	電気室	ケーブル	備考
① 地上配線・NH-2	NH-1 引込線	6KV CVT 60	FLX-150#
②	NH-1 受電盤	600V CVV 20-35°	FLX-50#
③		600V CVV 34°・2°	
④	NH-1 400V 配電盤	600V CV 30°・30°	FLX-65#
⑤	引込線	6KV-CVT 60	PE-1002
⑥	受電盤	CVV-20-35°	PE (36)
⑦		CVV-S4C-36	
⑧	400V 配電盤	600V CV 30°・30°	PE (22)

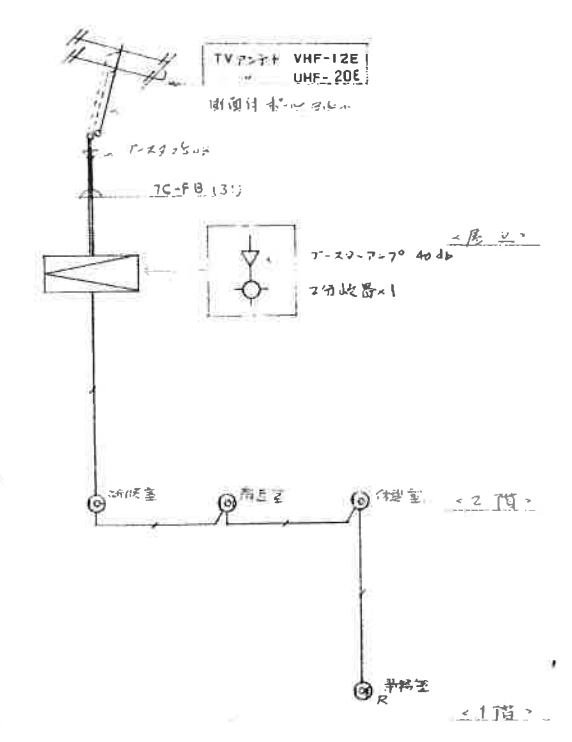
電気室～中央操作室配線一覧表

電気室	中央操作室	ケーブル	備考
電気室制御盤	コンピュータ	CPEV-S 42#・3P・2	
		CVV 2°・2°・3°・2°	
		CVV 65°・2°	
		CVV 3°・2° (CP-25)	

- ・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
- ・ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
- ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
- ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。



監視用TV装置系統図



TV 系統図 50 N04E
(注) 1. 5C-FB (19) 表示

・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 ・ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
 ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上郷 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
 一級建築士事務所登録 (長野) 第33012号
 一級建築士登録 第68962号 環境 第 ー

山
時
DAY H. 21 2

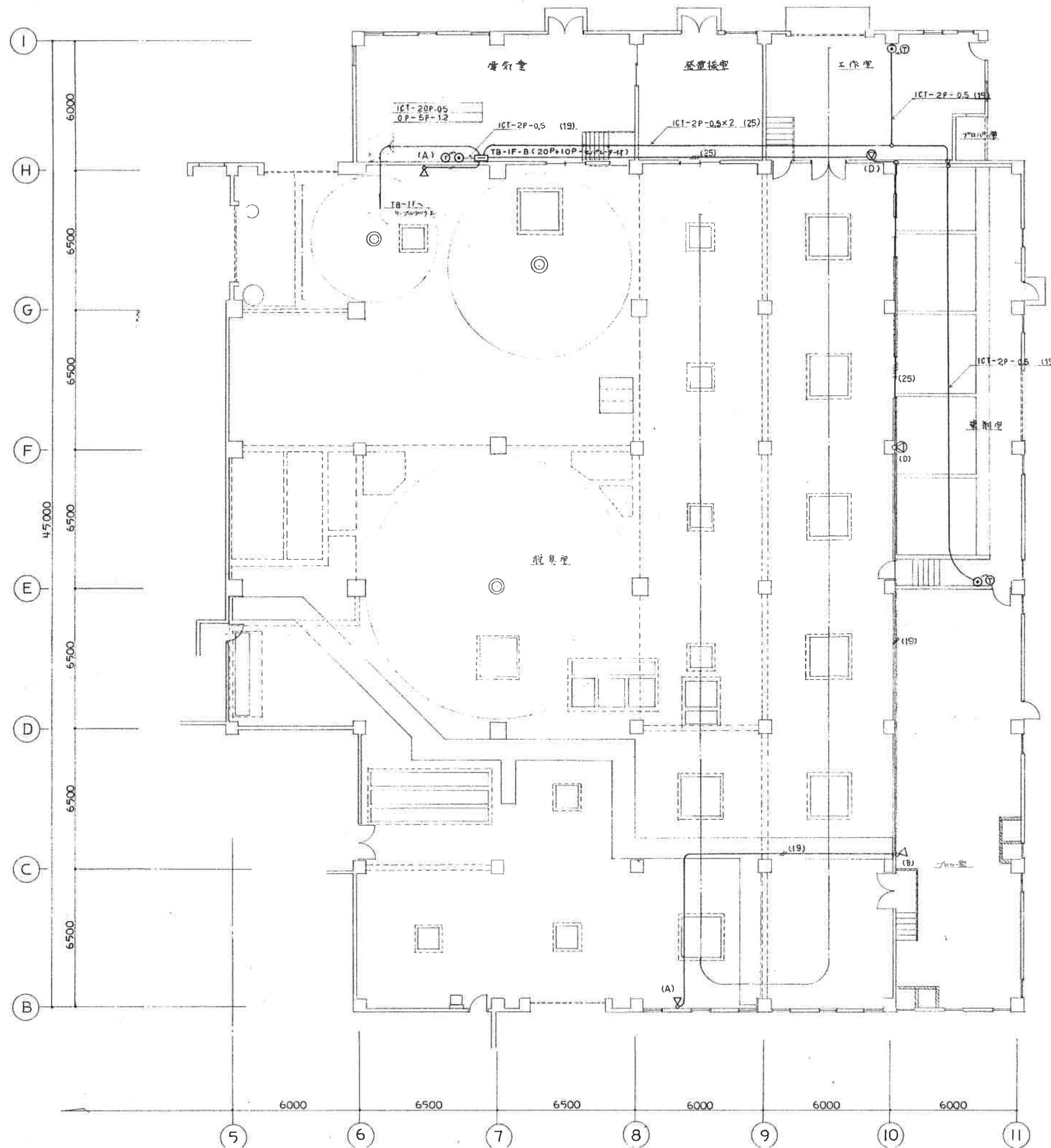
TITLE
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
通信設備 1階配線図(左側)

SCALE
A1:1/100
A3:1/200

NO
E-23

電



- * 図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
- ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
- * 金属、機器廃材、配線材は分別する。
- * 本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上野 3-12-8 TEL 026-241-2615 FAX 026-243-2652
 一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
 一級建築士登録 第68962号 篠原 幸一

山形
 DAY 8.31 '2

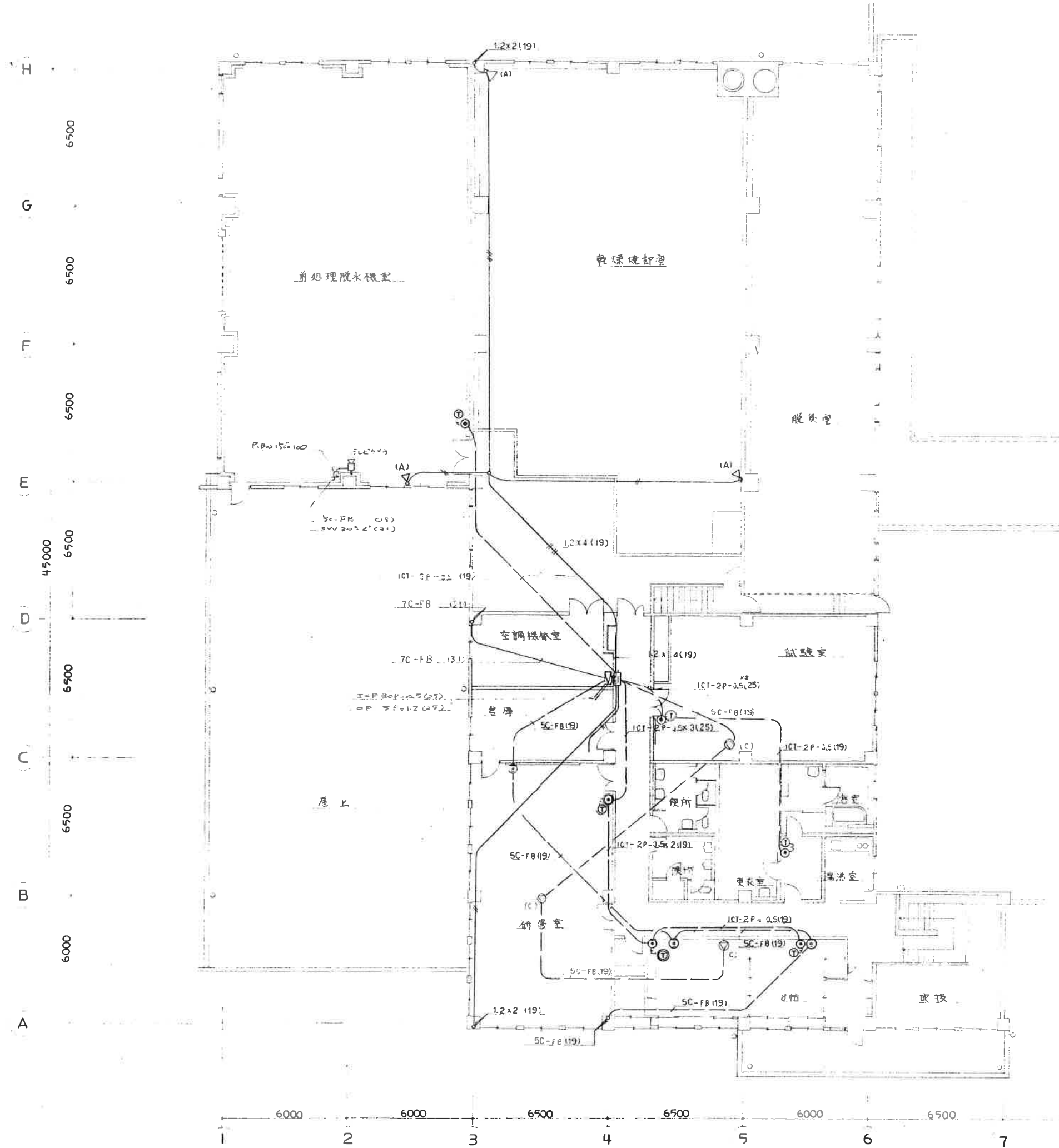
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
 通信設備 1階配線図(右側)

SCALE
 A1:1/100
 A3:1/200

NO
 E-24

電



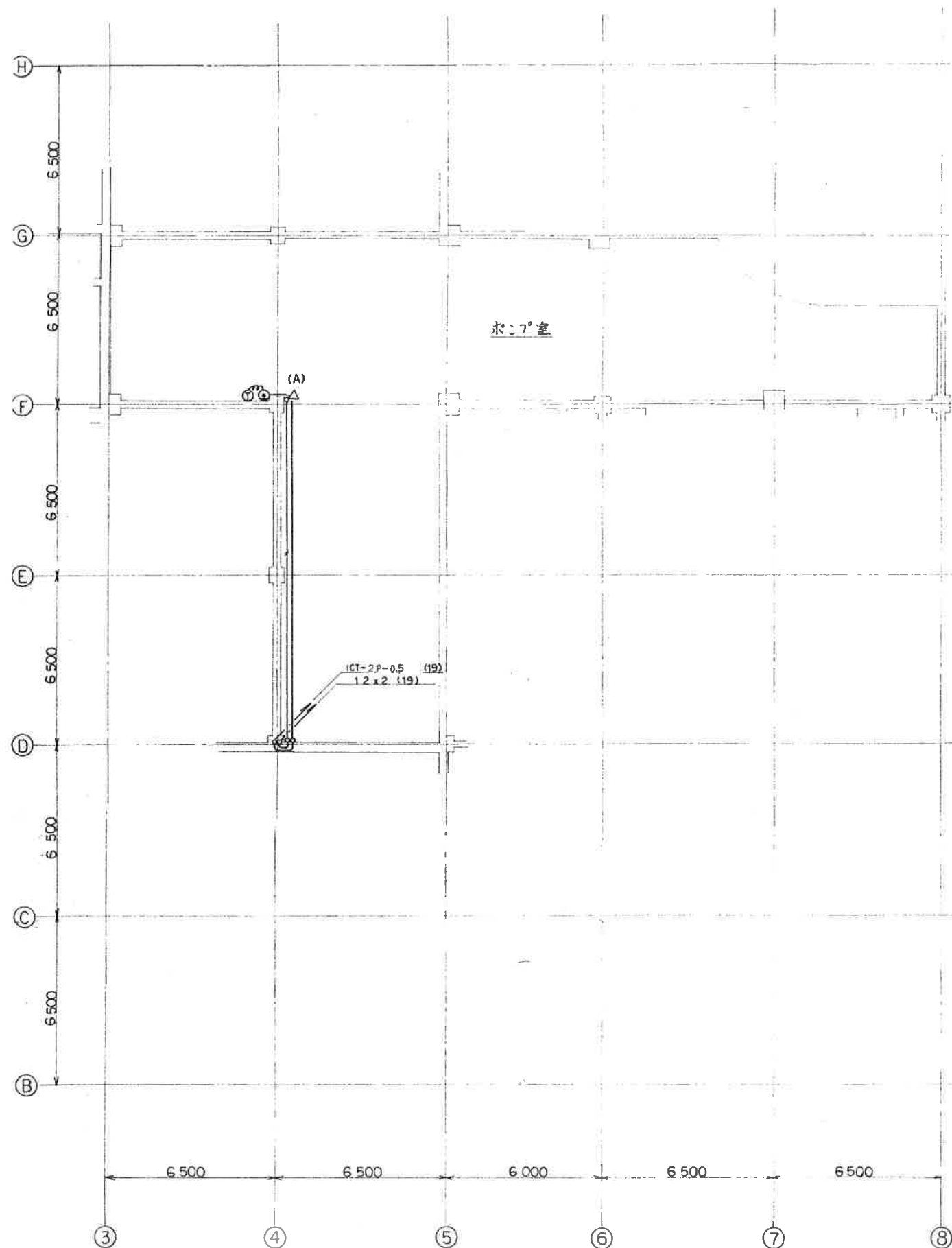
記号	名称	備考
MD	端子箱	
□		
⊠	自動交換機主装置	補板、バージョンユニット付
MP	自動交換機副装置	
AMP	放送用アンプ	
⊙	マイクホン	
⊙	バルブタイマー	
⊙	電話用アウトレット	壁付
⊙		床付
⊙	電話機	(観)
⊙		(可録専用)
⊙(D)	スピーカー	壁付 3W (アース付)
⊙(A)		トランスポート 5W
⊙(B)		10W
⊙(C)		デジタライズ モニタリング
⊙	ボリュウムスイッチ	
⊙	ドアホン	
年	共用エレベーター	U-V 431b
⊠	同様に機器収容箱	混合器 7-2727, 2分岐器 110
⊙	直列ユニット	
TV	モニターテレビ	
⊠	映像切替機	
⊠	テレビカメラ	施台付
⊠		
⊠	パルボックス	
○	ジャンクションボックス	
○	立上り、立下り	
ICT	電話用ケーブル	
—	天井内配線	
—	床内配線	
—	地下埋設	

(注) 特記なき放送用配管配線は下記とする

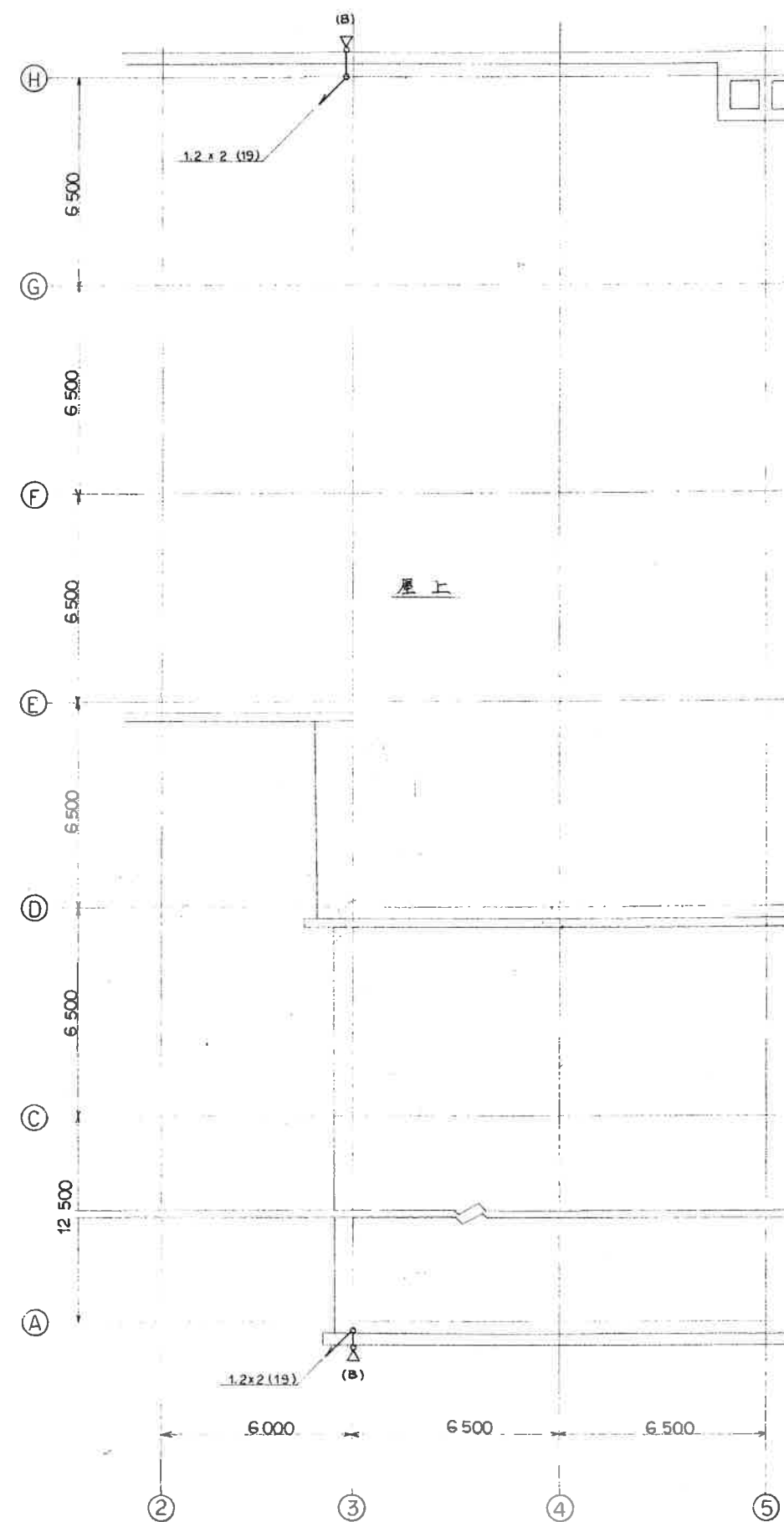
—— 1V 1.2x2 (19)

—— 1V 1.2x4 (19)

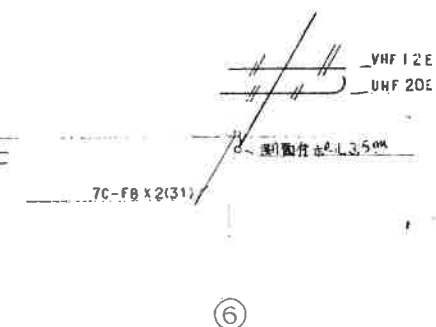
・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
ただしコンクリート廻り配管の撤去は行わない。
・金属、機器廃材、配線材は分別する。
・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。



地階



1階



- ・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
- ・ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
- ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
- ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

長野市上 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3652
 一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
 一級建築士登録 第00002号 篠原 伸一



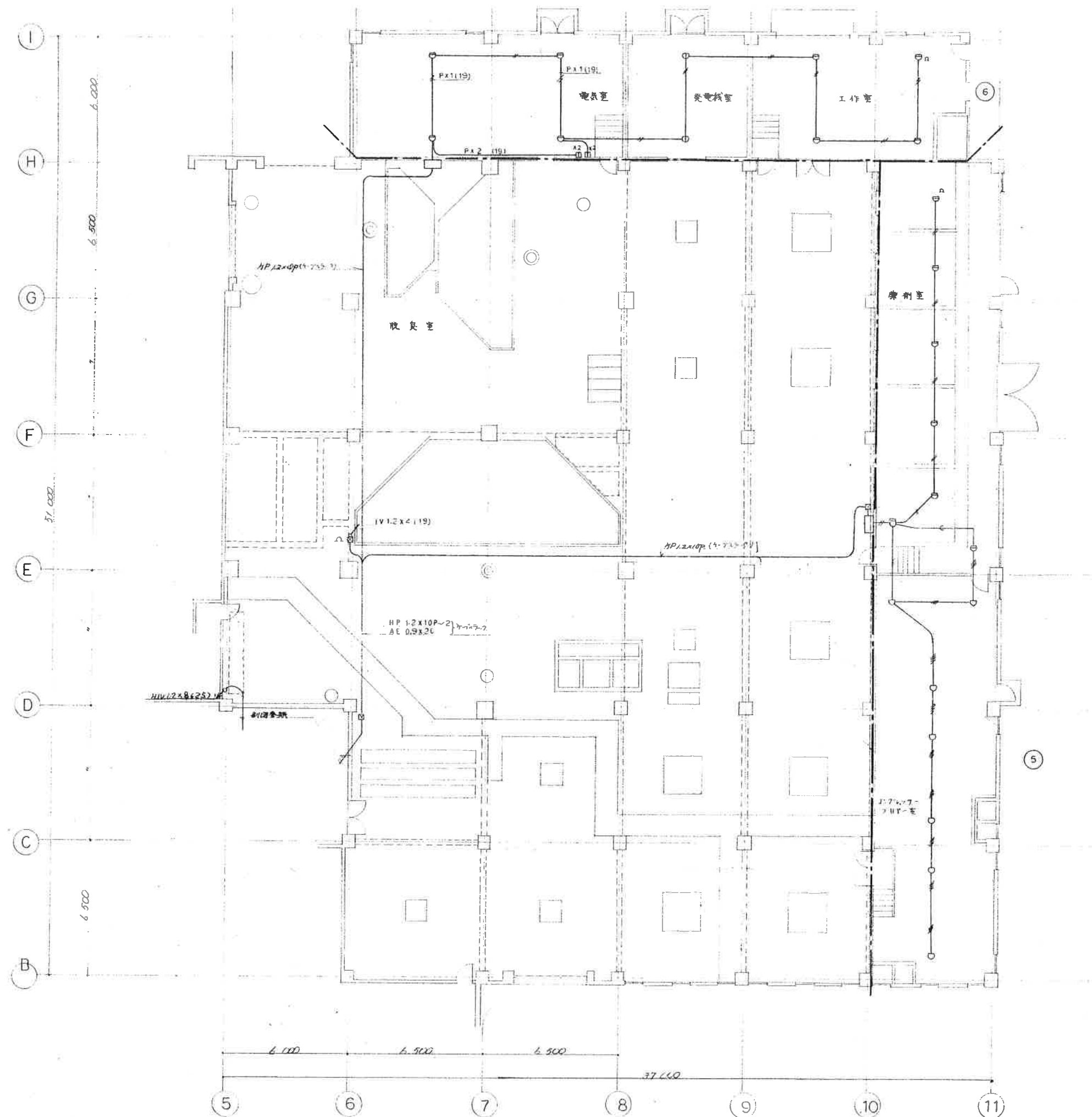
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

通信設備 地下1・R階配線図

SCALE
 A1:1/100
 A3:1/200

NO
 E-26





・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
 ・ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
 ・金属、機器廃材、配線材は分別する。
 ・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

豊田市上社 3-13-8 TEL 026-241-2415 FAX 026-243-2652
 一級建築士事務所登録 (豊田) 第33012号
 一級建築士登録 第68962号 塚 藤 幸一

日付 H.31.2

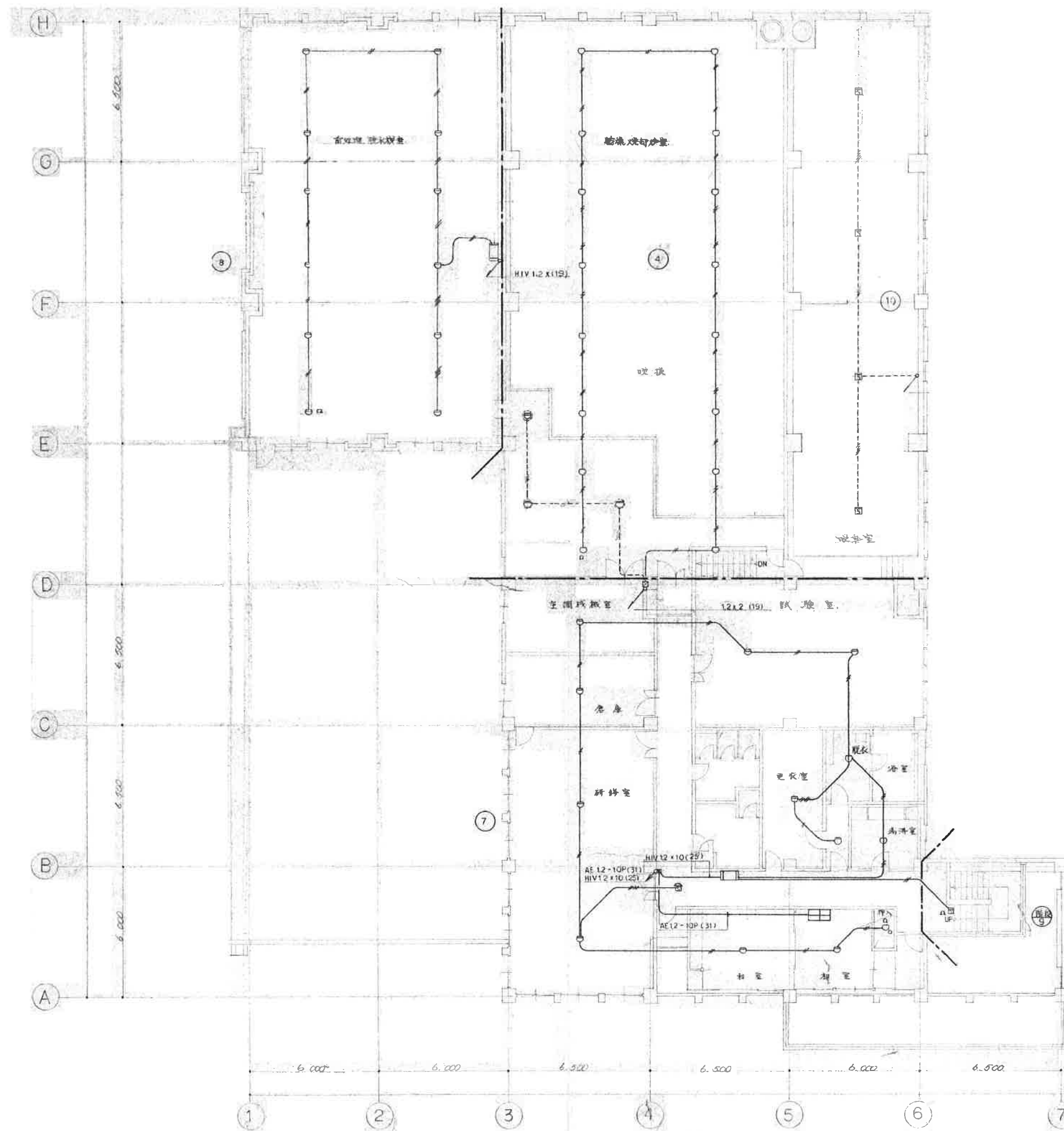
令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME
 火災報知設備 1階配線図(右側)

A1:1/100
 A3:1/200

NO.
 E-28

電



・図示部分は全て撤去、産廃処分とする。
ただしコンクリート隠ぺい配管の撤去は行わない。
・金属、機器機材、配線材は分別する。
・本図は参考とし、図示なき部分も関連設備に関する部分は撤去する。

基設計

豊田県上院 3-13-8 TEL 026-241-3615 FAX 026-243-3552
一級建築士事務所登録 (長野) L 第33012号
一級建築士登録 第000002号 塚原 幸一

山場
DAY H 31 2

TITLE 令和元年度豊田衛生センター解体撤去工事

SHEET NAME 火災報知設備 2階配線図

SCALE A1:1/100
A3:1/200

NO E-29

電